

令和6年第2回 飯塚市議会会議録第6号

令和6年6月27日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第16日 6月27日（木曜日）

第1 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第53号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）
- (2) 議案第54号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第55号 飯塚市市長及び副市長の給料の支給の特例に関する条例
- (4) 議案第56号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第62号 財産の取得（消防ポンプ自動車）
- (6) 議案第65号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号））
- (7) 議案第67号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）
- (8) 請願第7号 生活応援を現金支給で求める請願

2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第57号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第58号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第59号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第68号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- (2) 議案第70号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（リース車両の損傷）

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第60号 土地の取得（筑穂地域工業団地造成用地）
- (2) 議案第61号 土地の取得（鯉田地区遊水池用地）
- (3) 議案第63号 市道路線の廃止及び認定
- (4) 議案第64号 市道路線の認定
- (5) 議案第66号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））

第2 議員定数のあり方に関する調査特別委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 2 議員定数のあり方について

第3 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第69号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること

第4 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第 5 号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出
 - 2 議員提出議案第 6 号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書の提出
 - 3 議員提出議案第 7 号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出
 - 4 議員提出議案第 8 号 現行健康保険証の廃止の撤回を求める意見書の提出
- 第 5 報告事項の説明、質疑
- 1 報告第 4 号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
 - 2 報告第 5 号 継続費繰越計算書の報告（令和 5 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）
 - 3 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和 5 年度 飯塚市一般会計）
 - 4 報告第 7 号 令和 5 年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越
 - 5 報告第 8 号 令和 5 年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越
 - 6 報告第 9 号 令和 5 年度 飯塚市立病院事業会計の予算繰越
 - 7 報告第 10 号 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況
 - 8 報告第 11 号 一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況
 - 9 報告第 12 号 令和 5 年度 児童虐待に関する状況の報告
- 第 6 署名議員の指名
- 第 7 閉 会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第 53 号」から「議案第 68 号」までの 16 件、「議案第 70 号」及び「請願第 7 号」、以上 18 件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。17 番 吉松信之議員。

○17 番（吉松信之）

総務委員会に付託を受けました議案 7 件及び請願 1 件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第 65 号 専決処分の承認（令和 6 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 1 号））」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業の 1 世帯当たりの給付額が前年度と違うのはなぜかということについては、前年度は物価高騰の負担感が大きな低所得世帯の負担軽減を図る事業として、非課税世帯に対し、8 月に 3 万円の生活応援クーポン券を発行している。その後、1 月から 3 月にかけて 7 万円の追加給付を行い、合わせて今回と同額の 10 万円の給付を行っている。いずれも国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、実施しているという答弁であります。

次に、前年度、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業の給付対象世帯であったが、諸事情により申請していなかった世帯などは、今回改めて申請できるのかということについては、前年度給付対象であった世帯は今年度の給付対象外とされているため申請できないが、随時、国の通知等を確認しながら対応していきたいという答弁であります。

次に、定額減税調整給付事業の給付対象となる人の収入の目安はどのようになっているのかということについては、国が示す目安としては、給与収入の場合、単身者では収入が約210万円以下、配偶者と子ども2人を扶養している人では収入が約535万円以下の人が給付対象となるという答弁であります。

次に、定額減税調整給付事業の給付対象者数を2万5千人と見込んでいるが、どのように算定しているのかということについては、算定時点では今年度分の個人住民税額が確定していなかったため、前年度分の個人住民税額と、それを基に所得税額を推計し、給付対象者数を見込んでいるという答弁であります。

次に、定額減税調整給付金の申請はどのように行うのかということについては、対象者に郵送する調整給付金支給確認書に必要事項を記入し、本人確認書類や口座情報が分かる物を添付の上、返信用封筒で返送していただく方法と、支給確認書に同封しているお知らせに記載のQRコードをスマートフォン等で読み取り、電子申請をしていただく方法を考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第53号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、高齢者予防接種はどのくらいの人が接種すると見込んでいるのかということについては、対象となるのは65歳以上の人と基礎疾患がある60歳から64歳の人で、令和6年3月末時点の対象者数は約4万人となっており、接種率60%で2万4千人程度と見込んでいるという答弁であります。

次に、高齢者予防接種の自己負担額はどのようになるのかということについては、低所得者は自己負担はないが、一定の所得がある人は2100円を自己負担していただくという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第54号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第55号 飯塚市市長及び副市長の給料の支給の特例に関する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、市長が10%、副市長が5%、それぞれ給料月額から1か月間減額するということだが、減額の割合と期間はどのように考えたのかということについては、基準や規定がないため、市長の指示の下、本市及び他市の同種の事例を調査し、減額の割合と期間を決定した。本市の事例としては、平成15年度の各種団体等現金（公金外）における横領事案と平成22年度の各種団体等現金（公金外）における使途不明金事案を参考にした。いずれの事案も同時に、放火もしくは本人の死亡という事案があったため減額割合を加重していたが、今回の事案はそのようなことがないため加重していないという答弁であります。

次に、今回の横領事案を受け、本市職員が経理を担当している各種団体等現金（公金外）の現状調査をしたということだが、調査結果はどのようになっているのかということについては、調査内容は、本市が現在取り扱っている各種団体等現金（公金外）がどのくらいあり、その経理において本市が定めている各種団体等現金（公金外）事務取扱要領にのっとり事務処理ができていないかを調査した。

調査結果は、経理を取り扱っている団体が132団体あり、そのうち、事務取扱要領にのっとり事務処理が全てできている団体が32団体、一部実施できていない団体が100団体あった。事務取扱要領は事故防止に対し有効な手段が記載されており、遵守していれば今回の事案は防ぐことができたと考えているという答弁であります。

この答弁を受け、職員自身が自分を守る、職員を守る、市への信頼を守るため、各種団体等の会計処理に関し市職員の関与を廃止または軽減する検討などが規定されている事務取扱要領を遵守し、二度と今回のような横領事案が発生しないよう徹底してほしいという意見が出されました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第56号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」及び「議案第62号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」、以上2件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第67号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第7号 生活応援を現金支給で求める請願」については、紹介議員より趣旨説明を受け、審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、生活応援をクーポン券ではなく現金で支給すると、市外で使用したり、貯蓄に回したりする可能性がある。市への還元といった意味でも市内で利用できるクーポン券を発行したほうがよいのではないかということについては、そういう考え方もあると思うが、本請願の趣旨としては、市民への物価高騰の影響がどの段階まで来ているのかを議会に受け止めてほしいという思いが根底にあると思う。生活困窮に陥り、病院の受診を我慢し、社会的に孤立していく傾向も生まれ始めていることを考えれば、生活応援を現金で支給しても全額市外で使用されるようなことはあり得ず、市内での消費喚起につながると考えているという答弁であります。

次に、執行部に対する質疑応答の主なものとして、クーポン券の発行に関して、現段階ではどのような形で実施することを考えているのかということについては、現状は検討段階であり、財政状況等も勘案しながら、今後事業の組立てについて検討していくという答弁であります。

次に、生活応援を現金支給とした場合とクーポン券を発行した場合の経費はそれぞれのくらかかるのかということについては、具体的な事業内容が検討段階のため、前年度の住民税非課税世帯等臨時特別給付事業と生活応援クーポン券発行事業で比較すると、対象世帯数が2万2千世帯に対し6万5千世帯と差があるため一概には言えないが、単純計算すると、現金支給の場合は1世帯当たり460円程度、クーポン券発行の場合は1世帯当たり1026円程度の経費がそれぞれかかってくる計算となるという答弁であります。

以上のような審査の後、採決を行った結果、本件については、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち、「請願第7号」に賛成、「議案第55号」に反対し、討論を行います。

まず、「生活応援を現金支給で求める請願」についてであります。

食料品、日用品、電気代、ガス代、灯油代、ガソリン代、さらに電話代など、物価高騰で市民の暮らしはますます大変になっています。

高齢者の介護保険料は、介護保険給付費等準備基金、約10億円のうち7億円を取り崩す方針によって一定の引下げが実現しましたが、その実感も湧かないほどであります。

市長と議会多数派による水道代の35%アップもずしりとのしかかっていることも指摘しなければなりません。

昨年6月補正による片峯前市長の下での生活応援クーポン券の配付は市民生活の応援につながりましたが、支払いに使用できない物、使用できないお店があり、手持ちの現金に困っている低所得世帯、高齢者世帯にとっては大変不便な買物になったと、使い勝手の悪さから現金支給を求める声がありました。こうした中で、昨年11月、武井市長が市長選挙に際して掲げた公約の第1が、生活応援クーポン券の再発行であります。

昨年12月補正では、国の事業による生活応援対策として、飯塚市はクーポン券ではなく現金支給を選択しました。現金支給の有効性について、当時の臨時対策室長は私の質問に、「今回の支給に関しては、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届けるとされていることから、対象世帯にとっては、早期に受給ができる現金支給が最も有効であると考えます。また、現金であれば、世帯の状況に応じて使う時期や使い方が選べるため、利便性はあると考えております。」と答弁しました。私が、「それは国の見解ですか、飯塚市の見解ですか。」と重ねて尋ねると、飯塚市の見解だとの答弁があったわけであり、既に、現金支給の有効性は、飯塚市役所の見解となっているわけです。

6月19日の一般質問で、私は、市長公約の生活応援クーポン券の再発行へ、臨時対策室が6月1日付で設置されたことを明らかにしました。予定としては、6月議会の後、事前準備を8月末までとし、予算計上は7月上旬。9月議会に補正予算を提出。予算が成立するのを受けて、10月1日を基準日とし、10月下旬から順次発送。使用期間は、受け取ってから来年1月31日まで。市民には年末年始に利用してほしいとの考え方があります。1千円券つづりとするが、金額そのものは未定とのことであり、

これを聞いた市民の皆さんからは、例えば、「いつになるか分からなかった生活応援クーポン券が動き始めてよかった。」伊岐須、男性。「初めて聞いた、楽しみです。」北古賀、女性。「現金で頑張ってください。」下三緒、男性。「年金生活の生活者の声をもっと聞いてほしい。」大日寺、女性。「頑張ってください、私たちは物価が上がるばかりでとても生活苦です。」大分、女性。と声が寄せられています。生活応援を、ぜひ現金で、速やかにというのは、市民の共通の切実な声ではないでしょうか。

今回、請願を市議会が採択すれば、生活応援クーポン券の再発行という武井市長の政策を現金支給へ発展させることができます。総務委員会では、現金をもらったら、自分なら博多に行って使うかもしれないという議員もいましたが、それはそれで、そういう使い方もあるでしょうが、もう少し市民の暮らしを考えていただきたいわけです。

物価高騰の中で、食べる物を抑え、病院代の支払いに不安を抱えて、社会とのつながりが弱まる中、孤立化が進み、その一方で、国民健康保険税、介護保険料の支払いに悩む市民がおられるわけです。水道料を35%も引き上げたのは市長であり、議会の多数派ではないですか。水道料負担軽減に利用できる国からの臨時交付金が届いても、市民には理由をつけて渡さない。そういう判断を市長は続けています。クーポン券で公共料金が払えるのでしょうか。国民健康保険税や介護保険料、水道料が払えるのでしょうか。

希望すれば、誰でも市役所でクーポン券を現金に引き換えてもらえる制度を私は提案したことがあります。しかし、市役所はこれを拒否したままであります。

地元経済の応援という点では、前回の生活応援クーポン券の経済波及効果の有効性は全く検証されておりません。今回の物価高騰の下では、現金支給が市民生活を応援し、地元の中小企業の応援につながる有効な政策であることは明らかであります。

事務経費もクーポン券発行では、前回は約6700万円かかりました。現金支給の口座振込事務ならば3千万円もかからない見通しであります。

物価高騰を上回る収入を保障するとともに、消費税を引き下げるなど、生活応援と地域経済対策において、国の責任は重大です。当面、本市が独自に財政調整基金などを活用し、生活応援をぜひ現金支給でと求める今回の請願への賛同を議員各位に強く訴えるものであります。

次に、反対する議案についてです。「飯塚市市長及び副市長の給料の支給の特例に関する条例」は、筑前茜染協議会における横領事案の発生に関わって、市長、副市長の給料を、武井市長は10%カット、藤江副市長は5%カットし、それぞれ1か月行うものです。

私は、6月20日、本会議における議案質疑において、事案の概要について、市役所内部の調査、筑前茜染協議会の調査、市長・副市長の責任の考え方について尋ねました。

事件の概要ですが、市職員による各種団体等現金（公金外）における横領事案の発生として説明がされています。筑前茜染協議会は、筑前茜染の復活と筑前茜染を活用した製品の作成及び販売により、飯塚市の特産品の開発に取り組むとともに、地域の個性や歴史・文化伝承等の特性を生かした活動を実施し、郷土に対する愛着や誇りを持つことで、飯塚市の活性化に寄与することを目的としたものとの説明です。ここには本市を通じて少なくない補助金が交付されていました。

本会議の議案質疑によって、分かりにくい点が幾つも浮かび上がっています。市役所内部の調査は、経済部長ほか担当課職員によって、関係職員から事情を聞き、現金と預金通帳、領収書の点検を行ったということが分かりました。その調査結果を人事課が了承し、市長に報告したとのこと。それを受けて、武井市長がどういう指示を出したかまだ分かりません。

調査に当たった職員については、第1に、この事業に責任を持つとともに、担当課職員は筑前茜染協議会の事務局を兼任してきた立場です。第2に、この団体への補助金交付の申請と決定に直接関与してきた立場です。第3に、この団体の設立にも関わった立場でもあります。武井市長は、前教育長であり、昨年11月の市長選挙に当たり、今回事件発生の際の団体の会長が後援会長を務めた片峯前市長の市政を継承する立場を明らかにしています。この会長も元教育長であります。事件発覚後、今年度の補助金がどうなったかはまだ未確認状態であります。こういった立場でどこまで公正な調査ができるのでしょうか。

私の議案質疑に対して、横領したとされるお金は、個人的に使用されておらず、販路の拡大など、事業の発展に貢献するつもりでのものだったとの説明がありました。組織的に利用された可能性がないのでしょうか。

筑前茜染協議会の会則、「第16条 協議会の事務局を飯塚市経済部特産品振興・ふるさと応援課内に置く。2 協議会の会計処理については事務局が行う。」と書いています。筑前茜染協議会に対する調査については、1人選出されている監事に市職員が聞き取りを行ったとのこと。この団体の会則は第5条で、会長1名、副会長1名、委員数名、監事1名。会長は総会において選任する。副会長、委員及び監事は、会長が指名し、総会の承認を得るものとする。第6条、役員職務で、会長は協議会を代表し会務を統括すると書いています。市役所はこの会長を調査対象から除外した上、調査結果を報告するという態度を取ったわけ。会長、委員からはどのように事情を聴取したのでしょうか。また、この団体の規約にはないが、役員名簿にはあるアドバイザーという方はどういう役割を果たしたのでしょうか。これもよく分からないままであります。

筑前茜染協議会による内部調査はどのように行われたのでしょうか。調査対象から除外され、市から報告を聞いたはずの会長は、どういう調査をしたのでしょうか。今年度、補助金申請をするに当たり、内部調査と自己検討はどのように行われたのでしょうか。市長から議会への説明報告はないままであります。

市長と副市長の責任の考え方については、横領事件、使途不明金事件の過去の事例で、市長が給料カット20%だったのは、それぞれ庁舎への放火、本人死亡だったので重かったとの説明がありました。今回の事件は、団体の設立から人的な配置、補助金交付、ふるさと応援寄附金事業との関連まで、市役所が深く関わったことであります。武井市長が責任を明らかにし、自らを戒めるというのであれば、責任のある者を調査対象から除外せず、公正な調査を徹底し、透明なら透明、不透明なら不透明と明らかにし、教訓を踏まえて再発防止の措置を取った上で、その責任に応じた給料カットを行うべきであります。

この点で、藤江副市長より市役所に関わりの深い久世副市長が、自ら申し出たのに、市長が給料カットの対象から除外したのは不思議であります。過去の使途不明金事件において、直接の上司だった職員に、退職を理由に調査しなかったことが悔やまれます。この職員は退職し、福岡ソフトウェアセンターに就職した後、本市の副市長になったわけであります。今回、調査を徹底しないままにしている武井市長の責任は重大であります。

市職員が事務局を担当し、会計を扱っている団体が132団体あること、そのうち100団体で市の取扱要領に違反しているとの答弁がありました。関係する課は幾つあり、それに関わる市職員はどこまで広がるのでしょうか。管理する金額は総額でどのくらいなのか。そのうち市の補助金は幾らなのか。100団体の責任者は事態を把握しているのでしょうか。私の質問に対する市の答弁でこうした問題が浮き彫りになりました。市役所が本会議で自ら報告し説明したわけではありません。議案質疑という議会のチェック機能の発揮によるわけであります。翌日の朝刊では、「20日、分かった。」、「同日の市議会本会議で説明した。」と報道する記事が見られました。読者からは、市役所は説明したが議会は何をしているのか見えないという指摘を受けるわけであります。

さて、この場合、公金外といっても市民の税金が入った補助金を含むことが多いのではないかと、言わば、自分が補助金を出して自分が管理しなければならないという仕組みであります。事故が起きれば、自分が調査してきたわけであります。公金外のお金の取扱いについて、取扱要領のとおりに行えば問題は起こらないと、市役所が引き出している教訓は、新たな事件、命に関わる事態にもなりかねないことを顧みない乱暴なものであります。市役所職員が管理する仕組みは原則廃止とするべきであります。

専決処分「飯塚市税条例の一部を改正する条例」の主な内容には、定額減税関係があるものの、わがまち特例として設定された特定バイオマス発電設備の特例割合によって、利潤追求最優先で、住民同意のないまま乱開発が行われる危惧が解消されておらず、議案全体としては承認できません。とりわけ、木質バイオマス発電設備は、カーボンニュートラルの考え方と両立するのか問われるところです。田川市では、通学路沿線、住宅地、市立病院に近い所に地域住民の反対を押し切って建設が進められており、環境保全を進める住民の取組が続いています。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第53号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第54号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第55号 飯塚市市長及び副市長の給料の支給の特例に関する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第56号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」及び「議案第62号 財産の取得（消

防ポンプ自動車)」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第65号 専決処分の承認(令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第1号))」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

「議案第67号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「請願第7号 生活応援を現金支給で求める請願」の委員長報告は、不採択であります。「請願第7号」を採択することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成少数。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。24番 金子加代議員。

○24番(金子加代)

福祉文教委員会に付託を受けました議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第57号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、指定居宅介護支援事業者の指定や更新の申請に係る手数料の経過はどのようになっているのかということについては、平成18年4月1日の介護保険法の改正により介護サービス事業所・施設の指定許可・更新の制度が設けられ、指定許可の有効期限満了日の経過後も事業所・施設の運営を継続する場合には、介護保険法の規定に基づく指定の更新が必要となった。本市においては、指定及び更新の事務が拡大、複雑化したことから、受益者負担の原則に基づき、申請事務に係る手数料を平成20年4月1日から徴収しており、金額は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定申請手数料は1件につき2万2千円、指定更新手数料は1件につき1万5千円で、当初の設定金額から現在まで変更はない。手数料の金額については、書類審査や現地確認等に係る職員の人件費や通信運搬費等の経費を積算の上、設定したものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、今回の一部改正は事業者により有利になる面があり、賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第58号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の改正により、保育施設等にどのような影響が出るのかということについては、今回改正の家庭的保育事業の事業所は市内にはない。また、認可保育所等については、すでに配置基準を満たしているという答弁であります。

次に、保育士の確保は急務と考えるが、どのような手だてを講じているのかということについては、保育士確保対策として、保育士就職支援事業、保育士修学資金貸付事業及び生活資金貸付事業で直接の補助事業を実施している。また、保育士の負担軽減対策として、私立保育所等が行う保育所等業務効率化推進事業、保育体制強化事業、保育環境改善等事業及び保育補助者雇用強化事業費補助事業を実施しているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、今回の保育士の配置基準改正は、保育士や保護者等が

国に対して長年求め続けてきたものであり、賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第59号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の改正により、特定教育・保育施設では、重要事項を書面掲示するとともに、インターネットでの公開を義務づけるということだが、現状はどのようになっているのかということについては、市内の保育所・こども園等では、36施設中33施設が掲示済みであり、未掲示の3施設については、現在、掲示の途中でであるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私はただいまの福祉文教委員長報告のうち、「議案第58号」並びに「議案第59号」について、賛成の立場から討論を行います。

「飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。今回の保育士の配置基準の改善は、保育士や保護者らが国に対して長年求め続けてきたものであります。4、5歳児に係る配置基準改正は、1948年の制度開始以来、76年ぶりのものであります。職員配置改善に対応する加算措置がつきます。この実施には経過措置がありますが、公立、私立を問わず、全施設で基準どおりの保育士が確保できるよう、まずは急がなければなりません。

今回の基準改正において、1歳児に係る配置基準の改正が先送りとなっていることは問題です。保育関係者からは、全ての年齢で約2倍にすべきとの提案もあり、今回の配置基準改正にとどまらず、一層の引上げを真剣に検討する必要があります。

保育の現場からは、人手が足りず、子どもに我慢を強いて満足できる保育ができず、辞めていく保育士がいる。業務も忙しく、休憩も取れず、余裕がなく疲弊しているとの指摘が続いています。休憩時間、職員会議、休んだ職員をカバーできる体制が必要であるとともに、災害発生時の対応の検討も必要であります。

現在、保育士資格者の6割が様々な理由で働けない状況にあります。全産業平均と比べて低い保育士の賃金を引き上げるなど、処遇を改善することを含め、さらに保育士確保を進める必要があります。

次は、「飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。保育所に関わる重要事項説明書を、紙ベースでの掲示にとどまらず、インターネットでの公開を義務づけるもので、子育て世代に対する当然の取組だと判断します。

福祉文教委員会での審査の過程において、公立保育所の重要事項説明書には記載のある児童虐待防止の欄が、民間保育所のものにもあるかどうかについて、今年度新設のこども未来部及びこども家庭課がまだ把握していないことが分かりました。どういう事情でしょうか。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第57号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」、「議案第58号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第59号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

「協働環境委員長の報告」を求めます。16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

協働環境委員会に付託を受けました議案2件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第68号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」については、執行部から議案書及び提出資料に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第70号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(リース車両の損傷)」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、事故現場にはどのような用務で行ったのかということについては、不法投棄に関する情報提供があったため、その現場を確認するために行ったという答弁であります。

次に、損害賠償額である中途解約金80万3880円はどのような内訳なのかということについては、中途解約料が41万4480円、車両の資産価値が38万9400円となっているという答弁であります。

次に、リース車両は車両保険に加入しているのかということについては、市有物件災害共済会の車両保険に加入しており、51万円が給付される予定であるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(江口 徹)

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

私は、ただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第68号」に反対の立場から討論を行います。

「飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、賦課限度額を後期高齢者支援金分について22万円から24万円に引き上げるものであります。これは、国が均等割・平等割の減額対象範囲を拡大すると引換えに、地方自治体に押しつけたものであります。

国民健康保険の場合、暮らしと営業に苦しむ世帯までもが所得が多いとされ、賦課限度額いっぱいまでの高過ぎる国民健康保険税を押しつけられて悩んでいます。これにさらに追い打ちをかける今回の専決処分を承認することはできません。

均等割・平等割の減額対象の拡大は、今年度末見込みで、残高が約7億3千万円となる国保給付費等準備基金のごくごく一部を回すだけで、さらに広げることができます。

以上で私の討論を終わります。

○議長(江口 徹)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第68号 専決処分の承認(飯塚市国民健康

保険税条例の一部を改正する条例)」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「議案第70号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（リース車両の損傷）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「経済建設委員長の報告」を求めます。12番 田中英美議員。

○12番 (田中英美)

経済建設委員会に付託を受けました議案5件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第60号 土地の取得（筑穂地域工業団地造成用地）」については、執行部から議案書と併せ、提出された「不動産売買仮契約書」及び「今後のスケジュール（案）」等の資料に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました、筑穂地域工業団地造成用地の仮契約書の調印日が、鯉田地区遊水池用地の仮契約書、覚書の調印日と同じ5月7日なのはなぜかということについては、5月1日付で市長決裁を完了した後、5月7日に日鉄鉱業株式会社の押印のある契約書を受領し、重要事項説明を受けた後、当日付で仮契約を締結したという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、浅所陥没の危険性の高いエリアが約9ヘクタールあるとのことだが、どの辺りになるのかということについては、敷地の西側、既存の出入口から入って左側の場所であるという答弁であります。

次に、浅所陥没の危険性の高いエリア約9ヘクタールを、主に緑地帯や敷地の有効活用の観点から、宅地として使用できないか検討したいということだが、仮に宅地とした場合、浅所陥没等が発生し損害を被ったときは、日鉄鉱業株式会社の責任になるのかということについては、契約書に記載している予定賠償額を相当程度超える場合には、鉱業法の規定に基づき、日鉄鉱業株式会社に対して、誘致企業が賠償請求できるものと認識しているという答弁であります。

次に、本工業団地は令和10年度から供用を開始する予定になっているが、進出企業はどのような業種をターゲットとして考えているのかということについては、できるだけ多くの雇用を創出していきたいと考えており、まずは製造業を中心にターゲットとして考えている。また、北部九州で活況な半導体の製造装置関係や、立地を生かして、物流関係の企業の誘致に取り組んでいきたいと考えているという答弁であります。

次に、本工業団地を造成するに当たって、どのくらいの費用を想定しているのかということについては、平成20年に整備した鯉田工業団地では、約2倍の広さで約20億9千万円がかかっている。現在の人件費や資材の高騰状況を考えると、これ以上の費用がかかってくると見込んでおり、具体的な数字については、基本設計の中で積算していくという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第61号 土地の取得（鯉田地区遊水池用地）」については、執行部から議案書等と併せ、提出された土地売買仮契約書及び覚書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

本会議において審査要望のありました、筑穂地域工業団地造成用地の仮契約書の調印日が鯉田地区遊水池用地の仮契約書、覚書の調印日と同じ5月7日なのはなぜかということについては、契約の相手方各者から内部決裁に1週間程度必要であると申出があったことから、4月26日付で、連休明けに調印が完了できるよう本市から各者に依頼をしていたところ、偶然5月7日となったと思われるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第63号 市道路線の廃止及び認定」及び「議案第64号 市道路線の認定」、

以上2件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第66号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から、補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

経済建設委員長にお尋ねいたします。「筑穂地域工業団地造成用地」についてです。浅所陥没の危険性の高いエリアにおいて、宅地として使用した場合、浅所陥没等が発生し、損害を被ったときには、日鉄鉱業株式会社の責任になるのかということについてです。「契約書に記載している予定賠償額を相当程度超える場合には、鉱業法の規定に基づき、日鉄鉱業株式会社に対して、誘致企業が賠償請求できるものと認識している」との答弁があったとのこととあります。相手側、日鉄鉱業株式会社も同じ認識であるのか、確認できたのでしょうか。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

そのような質疑はあっておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

未確認ということですね。

2点目、半導体の製造装置関係や物流関係の企業の誘致に取り組んでいきたいと考えているとの答弁があったようですけれども、PFOS、PFOAの使用・排出・保管に関する企業は誘致対象外とすることが、審査の過程で分かったのでしょうか。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

この件につきましても、そのような質疑はあっておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは審査要望していなかったのですかね。

次に、「鯉田地区遊水池用地」についてであります。本件については、仮契約書と覚書があるわけですが、まず、仮契約書のほうですけれども、2024年5月7日付のUBE三菱セメント株式会社との土地売買仮契約書。覚書のほうは、三菱マテリアル株式会社との同日付の覚書。この2件があるんですけれども、これが鉱業法との関係で、矛盾がないのかと指摘する質問や、これに答える答弁はどうだったのでしょうか。委員長報告にはありませんが、経済建設委員会で本当に審査はなかったのか、それをお尋ねします。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

審査はありませんでした。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

大変残念です。終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私はただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第60号」に賛成、「議案第61号」に反対の立場から討論を行います。

筑穂地域工業団地造成用地のために取得する土地は、取得面積約25ヘクタールのうち、大分・馬敷方面の約9ヘクタールは公害発生のおそれがあるものであります。日鉄鉱業株式会社との2024年5月7日付、不動産売買仮契約書は、売買価格は3億5950万円、鉱害賠償予定金を1億6500万円とし、差額1億9450万円を本市の取得価格とすることになっています。不動産売買仮契約書は鉱業法との矛盾は見受けられません。この点に関連して、市役所は、契約書に記載している予定賠償額を相当程度超える場合には、鉱業法の規定に基づき、日鉄鉱業株式会社に対して、誘致企業が賠償できるものと認識しているとの答弁であります。企業誘致活動については、地域住民の将来にわたる健康被害が生じるPFOS、PFOAを使用・排出・保管する企業は除外すべきであります。

鯉田地区遊水池用地のために取得する土地、約2ヘクタールについて、飯塚市はUBE三菱セメント株式会社に対し、売買価格として約1億6840万円を振り込みます。三菱マテリアル株式会社は飯塚市に対し、賠償金額として約4009万円を振り込みます。この位置における遊水池は、鯉田地区浸水対策事業の長期計画の実現のための最も重要な施設となるものであり、土地取得に当たっては、安全性について本市は鉱業法に基づいて筋の通った交渉を行うべきであります。2024年5月7日付のUBE三菱セメント株式会社との土地売買仮契約書の第7条、特約・容認事項は、「乙は、本件土地に関する以下の内容を承諾の上、仮契約書を締結し、本契約成立による本件土地引渡し後、以下の状況に起因する問題が発生しても、甲に対して一切損害賠償の請求をせず、その他異議を申し出ない。」としています。以下の状況については、第1項として、「本件土地周辺では過去、石炭採掘が行われたこと。」としているのであります。

また、三菱マテリアル株式会社と同日付覚書は、第2条、鉱害賠償不請求において、「乙は、本件土地又は本件土地上の既往及び将来設置の建物、工作物、道路、水路、土地定着物、農作物、樹木、水利その他一切の物件について、丙の鉱業権に属していた諸炭層の採掘及びその他の鉱業操業上の作業（含む露天掘、硬の集積）により既に発生し、且つ将来発生することあるべき一切の損害（含む浅所陥没、浅所陥没類似現象及び赤水・湧水、井水の汚濁・枯渇、地下水の溢水等一切の損害）に関し、甲に対しその賠償を一切請求しない。2 乙は、鉱業法その他の法律により、甲に連帯債務が生じることがあっても、甲に対しその賠償を一切請求しない。」と書いています。丙とは誰のことでしょうか。

これらの点について、鉱害に関する規定は、経済建設委員会での審査にもかかわらず、鉱業法との整合性は見いだせず、私は今回の議案には賛成できないのであります。なお、仮契約2本、覚書1本の調印日が全て2024年5月7日となっていることについては、市は偶然だと言うわけであります。このことについては納得がいかないもので、この際、武井市長に調査を求めておきたいと思っております。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

経済建設委員長の報告にあります「議案第60号」、土地の取得です。これは筑穂地域の工業団地を造るということです。購入に関する議案ですので、賛成の立場において、賛成討論というふうな形で討論を行いますが、言い換えれば、一部、執行部に条件付と言いますか、条件付賛成という立場で討論させていただきたいと思います。

記憶にある中でも、飯塚市の土地の購入に当たって、かなり不備が過去にたくさんありました。何例か挙げますと、旧庄内地区で調整池を造ろうとして2億数千万円で土地を買いました。工事にかかったら埋設ごみが出てきて、2億数千万円が数年間塩漬けになった。同僚議員の皆さんは記憶にあると思いますけども。もっと言いますとね、やはり、同じ旧庄内地域になりますが、青果市場を建てました。青果市場の工事にかかると、地盤改良、また、追加工事が必要だった。体育館にいきます。鯉田に体育館を建てました。基礎工事が終わる頃にはフミン酸が出てきて、7億円以上の追加工事がかかりました。

土地を買って、本市の発展のために計画するのは非常に素晴らしいことだとは思いますが、やはり、炭鉱跡地という土地を購入する計画ですので、売手側、買手側、売買契約の中にも特記事項をしっかりと盛り込み、また、造成工事にかかるときは、地盤調査、特に鯉田の炭鉱跡地にフミン酸が出たというような話もありますので、そういった地盤の調査をしっかりとしながら、今回は工業団地造成でしようけども、進めていただきたいということを付して、賛成といたします。

以上です。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第60号 土地の取得（筑穂地域工業団地造成用地）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第61号 土地の取得（鯉田地区遊水池用地）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第63号 市道路線の廃止及び認定」及び「議案第64号 市道路線の認定」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第66号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

（議長交代）

○副議長（兼本芳雄）

議員定数のあり方に関する調査特別委員会に付託しています「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」及び「議員定数のあり方について」、以上

2件を一括議題といたします。

「議員定数のあり方に関する調査特別委員長の報告」を求めます。1番 江口 徹議員。

○1番 (江口 徹)

本特別委員会に付託を受けていました議案1件及び調査事件1件について、審査結果の報告をいたします。

なお、審査内容の詳細につきましては、議員全員で構成された委員会であることから、その内容についてここで逐一報告することは省略させていただきます。

令和5年8月4日に開催した委員会では、まず、「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」の提案理由説明、質疑を行いました。

次に、議会事務局から、令和3年10月25日開催の議会運営委員会において「請願第4号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」の審査の際に、資料要求を受け提出した資料のうち、議員定数に関するものについて、直近のデータに反映した資料の提出を受け、審査いたしました。

令和5年8月23日に開催した委員会では、委員会としてどのように議論を進めていくのか委員より提案を受け、提案のあった「誰が、当提案に反対、賛成、保留かを明示した上で、ディスカッションを行う」、「議員定数に関する市民意見を把握するため、無作為抽出による市民アンケートを実施する」、「市民の声を聴く方法として、アンケートを行う」、「市公式LINEによるアンケートを行う」、「アドバイザーの設置」、「学識経験者や公募市民などによる諮問委員会（仮称）を作り、議論を深めていく」及び「定数に関して個人（会派）による市民説明会の実施（任意）」について、それぞれ提案者に対する質疑を行いました。

令和5年9月20日に開催した委員会では、前回提出された提案から修正のあった提案について補足説明を行った後、必要に応じ提案者に対する質疑を行いました。

令和5年9月27日に開催した委員会では、前回までの提案について、保留した提案を除き、必要に応じ提案者に対する質疑を行い、採決を行った結果、「アンケートの実施」については全会一致で、「議会アドバイザーの設置」については賛成多数で、それぞれ実施することに決定いたしました。「学識経験者や公募市民などによる調査会議をつくり、議論を深めていくこと」については賛成少数で、実施することは否決されました。

令和5年10月23日に開催した委員会では、「アンケートの実施案」及び「議会アドバイザーの実施案」が示され、それぞれ提案者に対する質疑を行いました。

アンケートについては、調査票及び添付資料の案が示され、アンケート対象者は18歳以上の市民3千人を無作為抽出とすることが提案されました。

また、議会アドバイザーの人選については、アドバイザーにふさわしい有識者を、委員より推薦することといたしました。

令和5年11月28日に開催した委員会では、「アンケートの実施」について提案者に対する質疑を行った後、意見等が出され、修正を希望する委員より、次回の委員会までに修正案を提示することといたしました。

令和5年12月14日に開催した委員会では、中央大学名誉教授 佐々木信夫氏、法政大学教授 土山希美枝氏及び拓殖大学教授 眞鍋貞樹氏を「飯塚市議会アドバイザー」に委嘱することについて、採決を行った結果、全会一致で、委嘱することに決定し、「飯塚市議会の議員定数に関することについて」調査研究の上、令和6年5月末までに、文書による報告書を提出いただくことといたしました。

次に、「アンケートの実施」については、アンケート調査票及び添付資料の修正案並びに対象者について、2名の委員より提案がなされ、それぞれ提案者に対する質疑を行い、アンケート調査票及び添付資料並びに対象者については、提案者ごとに採決することを確認した後、採決を行った結果、アンケート調査票及び添付資料については原案のとおりとし、対象者については、

18歳以上の市民3千人の無作為抽出とすることに決定いたしました。

令和6年1月25日に開催した委員会では、「①市内12か所の交流センターで議員と市民との意見交換会を開催する。」、「②コスモスコモン等の大会場で、議員と市民との意見交換会を開催する。」及び「③『議員提出議案第7号』は、地方自治法第115条の2に規定する予算その他の重要な議案に該当すると判断されることから特別委員会において公聴会を行う。」という提案が示され、提案者に対する質疑を行い、採決を行った結果、いずれの提案も賛成少数で、実施することは否決されました。

また、保留していた委員提案の「定数に関して個人（会派）による市民説明会の実施（任意）」については、取り下げる旨の申入れがありました。

令和6年3月12日に開催した委員会では、本特別委員会に付託を受けた「請願第5号 飯塚市議会の議員定数について市民の意見を聴くことを求める請願」及び「請願第6号 飯塚市議会の議員定数のあり方の調査及び定数削減議案の審査にあたり意見交換会の実施を求める請願」、以上2件を一括議題とし、それぞれ紹介議員への質疑を行い、採決を行った結果、いずれの請願も賛成少数で、不採択とすることに決定いたしました。

令和6年6月26日に開催した委員会では、まず、保留していた委員提案の「誰が、当提案に反対、賛成、保留かを明示した上で、ディスカッションを行う」について、取り下げる旨の申入れがありました。

議案全般に対する質疑の過程において、委員の中から、議員定数を26人とする修正案が提出され、採決を行った結果、修正案については、賛成少数で否決され、「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」については、採決を行った結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議員定数のあり方について」は、審査した結果、調査終了とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

（議長交代）

○議長（江口 徹）

質疑につきましては、全議員で構成する特別委員会で審査を行っておりますことから、これを省略いたします。討論を許します。討論はありませんか。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

私は、「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」に対して、反対の立場で討論いたします。さきと同じ討論をいたしましたが、一部違うところも述べさせていただきます、討論とさせていただきます。

理由は大きく3つあります。1つ目、どのような哲学を持って議員定数を決めるかという議論が全くなされていません。2つ目、提案議員がほかの類似自治体との比較をしておりましたが、議員定数はそのほかの類似自治体との比較だけでは決められないということ。そして3つ目、議員の多様性を担保できにくくなる懸念があるということです。それぞれ、詳しく理由をお話しさせていただきます。

どのような哲学を持って議員定数を決めるかという議論が全くなされていないということについてです。

この1年間、私たちは11回の会議を持ちました。私はこの間、市民との意見交換会、学識経験者や公募市民による調査の会議の設置などを提案してまいりました。私が市民の方の意見を会議で求める理由は、議員の定数については議会の議員だけで決めるのではなく、飯塚市に住んで多様な暮らしを営んでいる当事者であり、主権者である市民の皆さんにしっかり意見を聴くことが必要だと常々感じるからです。

確かにアンケートは取られました。アンケートの結果、3千人へアンケートを郵送されたところ

ろ、837人、27.9%の回答率でした。2163人は回答がありませんでした。この27.9%という数字は、飯塚市が様々なアンケートを取っている中で、決して多い数字ではありません。私たちは、ここをしっかりと考えるべきではないでしょうか。なぜ、この回答数が少なかったのか。関心を持たれていないということも大きな理由にあるのではないのでしょうか。議員定数に関しては、確かに減らしたほうがよいという数字が481人、57.47%でした。分からないという数字は189人、22.58%。現状維持は142人、16.97%。増やしたほうがよいというのも15人、1.79%。無回答は10人でした。

そこで、確かに多い数字を考えることも大事です。だけど、この現状維持、もしくは分からないという方たちの声を聴くこと。少数である人たちの声を聴くことも、私たち議員がすべきことではないでしょうか。多い人たちの声を聴くこと、それは、私たちに大切なことです。けども、小さな声を聴いていく。複雑化されたこの社会の中で、少数者の声を聴いていく。複合化されたこの難しい問題を考える中で、少数者の声を聴いていく。増やしたほうがよい、現状維持がよいという人たちの声も聴いていくということは必要なのではないのでしょうか。

今回の特別委員会の報告書の中で、議員定数について考えるときに必要なことは、佐々木教授の言葉では、どんな哲学を持っているのか。土山教授の言葉では、なぜ、どのような議会の在り方を目指しているのか。飯塚市議会が、未来を見据えて、どのような役割、機能を果たすことが必要か。また、議員定数に限らず、どのような手段で果たすべきか。市民と共に飯塚地域の、また、全国の様々な取組や知見を共有すること、検討することが必要だと書かれています。

この1年間、私たちは、未来を見据えた議論ができたのでしょうか。市民と共に、しっかりと意見を聴くことができたのでしょうか。多数派の意見を聴くことは確かに大切です。でも、少数派の意見を聴くことが、さらに大切なのではないのでしょうか。分からないと言った人、減らしたほうがよいと言った人の理由をよく見ると、議員は何をやっているのか分からない、仕事が忙しくてそんなこと考えられないと言った声もあります。また、土山教授は、大きな議会の様々な問題が、議会、そして議員のイメージを悪くしている。その影響もあるとも言われています。

大きな問題、国の裏金の問題、この飯塚市でも様々な議員に対する批判を、私たちは受けたこともたくさんあると思います。だからこそイメージが悪くなってしまっている。一生懸命頑張っている人たちもたくさんいらっしゃいます。けど、その議員の姿は一般市民の方たちには届いていません。その責任はここにいる私たちの責任なのではないのでしょうか。私たちが減ると、その責任を果たす人たちはさらにいなくなります。減ります。一生懸命働いている姿を私たちはしっかり見せるべきではないのでしょうか。分からないと答えたその人たちに責任を求めるのではなく、私たちがやってこなかった、その責任を私はまだまだ果たすべきだと考えます。

次に、2番目、ほかの類似自治体との関係においては決められないということですが、これは眞鍋教授がしっかりと書いてありました。「議員定数の議論においては、しばしば他の地方自治体議会との比較が行われるが、それは必要ではあっても、決定要因ではなく、あくまでも参考とすることが有識者から指摘されている。なぜなら、各地方自治体が置かれている歴史的、政治的、経済的、社会的諸条件は異なるからである。」、「全国的な傾向値を個別の自治体に適用するというのは、地方分権改革の中で、各地方自治体議会が自律的に議員定数を決定していくことが望まれたことと齟齬を来すものである。ゆえに、単純に他市との比較から結論を導き出すことは避けるべきであろう。」という言葉に集約されています。

5千人に1人と、提案者は言われました。5千人に1人ということが本当にいいのでしょうか。ほかの自治体に聞いてみて、5千人に1人でよかったかと聞いたら、どう言うのでしょうか。佐々木教授は、大牟田市、筑紫野市、大野城市、春日市を人口比、面積、財政規模、議会費などで比べられた表を作られておりました。提案者は人口比だけで述べられましたが、眞鍋教授は、財政規模、面積、議会費なども言われています。人口比は確かに、今28人だったら、飯塚市は議員1人当たりの人数は少ない状況です。しかし、面積はほかの自治体と比べると10倍あると

ころもあります。春日市がそうでした。私たちは本当に、1市4町で合併したという歴史を持つ飯塚市の中で、5千人という一律的な、平準的な数字で決めていいのでしょうか。合併して20年という年がたちます。けれど、まだまだ潁田、筑穂、庄内、穂波、飯塚、それぞれ独自のやり方が残っていらっしゃる。地域に行けば、それぞれの感覚を持たれている方がいらっしゃる。そこを私たちはまだまだ考えなくてはいけない。20年たってもまだまだ一つの飯塚市にはなりきれていない状況の中で、平準的に5千人に1人というのは、私は違うのではないかと思います。

また、昨年、令和5年8月4日の委員会資料、議会費等の調べを見ると、一般会計は徐々に大きくなりました。特にコロナ渦においては850億円という大きなお金が一般会計になりました。しかし、議会費は徐々に減っております。比率も0.7%あったものが徐々に減って、現在は0.4%に下がってきております。市議会議長会の報告では、0.6%が10万人から20万人の規模の自治体では平均だということも述べられています。私は議会費が大きくなればいいと言っているではありません。もっともっと私たちが議会人として活動することがまだまだできるのではないかとこのことが言いたい。

3番目です。議員の多様性を担保できにくくなる懸念がある。

飯塚市には、年齢、性別、現在住んでいる飯塚市内の地域、そして、今まで住んできたことのある地域、これは飯塚市外、市内問わずです。そして、職歴、学歴、キャリア、暮らしの背景、障がいの有無、考え方、様々な違いのある方がこの飯塚市には住まれています。そして、現在は、複雑化、複合化した課題がたくさん出てきています。この複雑化、複合化した課題に向き合うには、議会には多様な生活、背景を持つ議員がいることが望まれます。一般質問はどんな一般質問をするか。また、どんな視点で行政のやっていることを監視していくか。様々な視点が必要だと私は考えます。経済が得意な議員もいらっしゃるでしょう。福祉が得意な方、教育が得意な方、地域課題を大切に考えてある方、防災のことをしっかり言える方、農業のことを言える方、大変川のことに詳しい方、様々な方がこの28人にはいらっしゃる。4人減っていくということは、その多様性を減らすことにつながります。

4人減らすこと。4人分を24人がやっていくこと。それは6分の1の仕事を増やすということにつながるのです。単純計算でもさらに6分の1の仕事を私たちはできるのでしょくか。私がほかの議員に成り代わるなんてことは、私はできません。現在、飯塚市は女性が2名です。私は、20代、30代、あるいは60代以上の女性も必要だと考えます。そして、30代の男性は現在お2人です。もっともっと若い男性、そして若い女性もこの議会には必要だと考えます。高齢の男性が多いのが悪いと言っているわけでは、私はありません。様々な意見、多様な意見を言える方が必要だと言っているのです。24人に減らすということは、その間口が狭まります。

女性は特に、家庭のこと、子どものこと、様々なことを終えてここに来ている。そういう女性が多いです。私もそうです。有名な絵があります、御存じの方もいるかと思えますけども。女性の陸上競技場の絵です。さあ6人の走る方がいます。3人が男性、女性が3人。男性はスーツを着ています。女性もスーツを着ています。スタートラインに立っています。男性は、その前には何の障害もありません。しかし、女性には、洗濯物、そして様々な家事、育児の絵が色々書いてあります。そんなことを乗り越えて私たちはやって来なくてはいけない。それを24人に減らしたら、選挙に出る前でもやめてしまうかもしれません。

24人に減らすこと、そのことがどんな影響があるのか。今、影響があること。そして、今後、私たちがいずれいなくなるときにどんな議会にしていきたいのか。どんな人たちに任せていきたいのか。私たちはもう少し考える時間があつたほうがよかつたのではないかと、私は考えます。眞鍋教授は、身を切ることによって、議会としての権能、あるいは、役割を縮小させることにながれば、ひいては住民の利益にもならないことに留意すべきであると言われてしています。

この定数に関しては、遡れば5年前でした。初めての議会で私は討論として、分からないから

今は24人にすべきではないと言いました。議員定数は、確かにそのとき、私は少なくともいいと思っておりましたが、でも、少なくなったら声が届かなくなるということも考えた上で、私は分からないと答えました。それから、女性団体から請願が出されました。その中で、しっかりと市民の意見を聴いてほしいということが述べられておりました。この11回の中で、私たちは本当にしっかり議論したのでしょうか。市民としっかり向き合ったのでしょうか。私は、まだまだ足りていない、そして、24人にすることが、議会の機能を発揮できるとは思えない。そのように考えて、反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

私は、「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」に賛成の立場で討論いたします。

理由として、飯塚市、飯塚市議会の現状を鑑み、定数を削減しても十分に職務を全うできる。これにつきます。

皆さん御存じのとおり、議会は住民自治の根幹で、合議制の住民代表機関として、地域の民主的な合意形成を進め、民意を集約して団体意思を決定する機関です。

議員となり1年間、少なからず4回の個人報告会を実施して、その都度、定数を課題として、市民の皆様と答えなき事象に対して議論を深めてまいりました。本市議会は一度議決した24人から28人に戻した経緯があり、それゆえか、議員に対しての市民の皆様の信頼は著しく低いものにあると、この1年間感じてまいりました。

世論は、減らしてもよいが約57%。そういうアンケート結果、これは当然だろうと思います。定数を減らすことによって、現職が強くなる、女性・若者が立候補しにくくなる、地域の声が届かなくなるといった懸念ももちろん考えられます。しかし、女性・若者は、全国的に見ても、選挙に強い傾向にあります。さきの市議選においても、1、2、3、4位は、政治かいわいでは一般的に若者と言われる、若者、若者、女性、若者でした。補選も女性が当選しました。本市も同様の潮流であると考えます。

また、地域の声が届かなくなると言った懸念ですが、もし、その地域に議員が必要と望むのであれば、問題意識を持った方が奮起して立候補するなり、どなたかを擁立するなり、能動的にアクションを起こすことが私は大事であると考えます。

私の話で恐縮ですが、県外から帰って来て、立候補して、たまたま生まれ育った場所が、4年間議員が不在であった幸袋地区でした。そして、その地域の方々が、地元で議員が欲しいという思いを持って、自発的に背中を押してくださいました。また、筑穂は4年前は議員が1人でした。それでは駄目だと、筑穂には議員が足りないと大先輩が立たれ、当選されました。このように、自然発生的に輩出されることが正当な流れであると、私は考えます。同僚議員も昨日言われておりました。地域性もあるかと存じますが、我々議員は広義として広く飯塚市を捉えるべきです。

削減には賛成ですが、一方で、アンケートの結果を見る限りでは、約23%が分からないと回答をしてくださっております。これは正直なお答えだと感じます。早稲田大学のマニフェスト研究所が出している議会改革度ランキング、飯塚市議会は情報共有において、回答1562議会中9位。しかし、住民参画においては、1562議会中1069位と非常に低い数字となっております。今、議長から議運に諮問されている議会基本条例は、議会の透明性や住民参画を求めためにも、実効性のある条例の制定がマストであると思っております。これはここにいる同僚議員の皆様への意見、お願いでございます。

そして、執行部の皆様にも一言ございます。主権者教育、ここを充実させてください。進めてください。私が立候補した理由の一つに、選挙時、2023年には飯塚市議会において、20代、30代の議員がいなくなり、このままでは同世代の声は議会に届かなくなるのではないかと

問題意識を持ったからでございます。学生時代に問題意識を持ってもらうこと、その一つの道筋として、主権者教育の充実は本市の未来につながります。一緒に発展させてまいりましょう。

冗長となりましたが、以上になります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は、「議員提出議案第7号」に対し、反対の立場から討論を行います。

今回議案は、議員定数を現行の28人から24人に4議席削減するものであります。昨日の特別委員会においては、賛成13、反対12、僅かに1票差で可決となっています。

私は、議案そのものにおいて、広く市民の意見を聴いた上で結論を出してもらいたいというのが議案であったわけですから、その点で言えば、この1年間、広く市民の意見を聴く行為を議会はしていないのですから、その採決は当初から有効性が問われるのではないかと思うわけです。その点で、道祖 満議員、提出者が議案を撤回するという判断をしてしかるべきだとも考えますし、また、昨日は賛成をしたけれども、よくよく考えれば、反対したほうが良いという判断をし直すことも大事なことではないかと思うわけです。

議員を減らせば、女性は立候補しやすくなるのか。議員を減らせば、住民の声は市政に届きやすくなるのか。また、議員を減らせば、なれ合いをチェックする力は強くなるのか。さらに、逆に議員が減れば、一部の議員が特に力を持ち、市政をゆがめてしまいかねないのではないのか。こういった点からのチェックも必要だと思うわけです。

この議案には附則があり、「この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。」とあります。本市にはまちづくりの最上位にある第2次総合計画があります。この10か年中の財政出動は、今7年目ですけれども、この間の6か年の決算ベースを見てみますと、約8250億円規模ですので、10か年では1兆3700億円規模になるとも考えられるわけです。これらの財政出動は全て飯塚市議会に予算として市長が計上し、そして、議会の議決を経て、具体化されていくこととなります。そういう大変大きな権限を議会は持っていて、もっと言えば、議会の過半を持つ議会多数派が形成されれば、財政出動が本当に住民の福祉の増進のために使われる、あるいは、その方向をゆがめられるというようなことにもなりかねないわけです。ですから、議員全体が減れば減るほど、少数の多数派が市政を方向づける。そういう力が強くなってしまいうということになってしまいうわけです。

今、第2次総合計画のことをお話ししましたが、第3次総合計画というのがあります。これは3年後の2027年までには策定され、第2次総合計画レベルの規模とすれば、また10年間で、先ほど言いました1兆3700億円規模の財政出動が伴うとも考えられるわけです。実は、この第3次総合計画、2027年3月策定と見られますが、その1か月後に新しい議会をつくる市議会議員選挙となるわけです。その市議会議員選挙の定数をどうするかを、我々は今日、今から決めようとしているわけです。改選前の議会が議員定数をどうするかについて考えるということは、飯塚市民の未来に関わる重大な問題です。先ほど言いましたが、議員はそれなりの覚悟を持って議決に参加する必要があるわけだけれども、先ほど言ったように、議案の一部を構成する提案理由の説明で、広く市民の意見を聴いた上で結論を出していただきたいと提案者が言っているのに、その行為をこの委員会は怠ったわけです。その点で言えば、今日、賛成だということで、昨日に続いて押し切ってよいのか、冷静に考えてみる必要があると思うのです。

私が反対する視点としては、昨日も述べましたけれども、5点あります。

第1は、適切な情報提供の上で、住民の声を十分に聴くことをしていない。

第2に、議会のチェック機能をますます弱めかねない。

第3に、女性の政治分野への進出の条件づくりに逆行する。

第4に、周辺地域の住民の声がさらに反映されにくくなること。

第5に、議会多数派に権限が集中し、市役所幹部とのなれ合いが深まり、市政をゆがめかねないこととなります。

この5点に沿って、討論を進めていきたいと思います。

まず、第1、議員定数に関し、適切な情報提供の上で、住民の声を十分に聴くことをしていないという視点です。

アンケートの回答に、議員定数の推移について説明責任が果たされていないという、市政や市議会の活動について議員から直接聞きたいという意見がありました。道祖議員の提案理由には、先ほども申し上げましたけれども、「今定例会において即決することなく、議員定数のあり方について、広く市民の意見を聴いたうえで、全議員による協議を行い、1年後を目途に結論を出していただくことを提案します。」と書いてあるわけです。議案の一部を構成する提案理由に「広く市民の意見を聴いたうえで」とあるのに、調査特別委員会は、「陳情第13号」にある3項目に沿った、すなわち、1、市内12か所の交流センターで議員と市民との意見交換会。2、コスモスコモン等の大会場での議員と市民との意見交換会。3、調査特別委員会において公聴会を行うという私の提案を否決し、本会議では、12交流センターでの意見交換会の実施を求めた「請願第5号」、「請願第6号」を賛成10、反対14で不採択としたわけです。この提案を不採択とするというのは、市民の意見を聴かないという、直接には聴かないという立場の表明になるわけですが、この反対者がこの議場に14人おられるわけです。市民の意見を聴くことに反対した勢力の多くが、議員定数削減に賛成しているわけです。一体どうということなのか、考えてみる必要があるのではないのでしょうか。ここにおいて、既に道祖議員の議員提出の立場は崩壊しており、本来、自ら議案撤回を申し出てしかるべきだと考えるわけです。

第2、議員定数削減は議会のチェック機能をますます弱めかねないことという視点です。

地方議会とは何をするのか。地方自治法の第96条で権限が15項目にわたって規定されています。立法機関であり、監視機関であるのが、この地方議会であります。日本国憲法は、繰り返しになりますが、第8章に地方自治を規定しています。国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の3原則があり、基本的人権の尊重の中には、自由権や平等権、社会権、参政権、請求権があります。この地方自治は、国会、内閣、司法の国権と緊張の中で存在し、主権、住民主権に由来するわけです。ですから、少なれば少ないほうがよいというわけにはいかないのです。お金が浮くから減らそうというわけにもいきません。そういう論理は、結局、議会多数派への権限の集中を招いて、市政をゆがめかねず、地方自治の今後の発展にとって極めて危険であると指摘せざるを得ないのであります。

6月23日閉会の通常国会で強行された地方自治法改正の最も重大な問題は、政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または、発生するおそれがあると勝手に判断すれば、国が地方自治体に指示できる補充的指示権を新たに導入したところにあります。地方分権を否定し、地方自治を根本から破壊するものではないのでしょうか。戦争体制づくりを許さず、住民の福祉の増進を図る地方自治の発展こそ必要であります。まさに、こうしたときに安易に議員定数を削減することは、地方自治の発展とはなおさら両立しないのではないのでしょうか。

第3に、議員定数削減は女性の政治進出の条件づくりに逆行するという視点です。

多様な社会を反映することのできる、多様な人々で構成される議会をつくることが求められると考えるわけです。とりわけ、日本社会に求められる変化として、人権の確立とジェンダー平等があります。内閣府ウェブサイトの男女共同参画局のページには、6月12日発表の世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数2024が掲載されています。我が国は146か国中118位となっているわけです。各分野における奮闘にかかわらず、相変わらずの低迷に苦しんでいます。内閣府のウェブサイトには、政治と経済の値が低いとの指摘があります。政治の分野では国政と地方政治の舞台があります。2019年6月議会において、道祖議員の提出議案が可決され、定数が28人から24人へ、4人削減された状況の中で、令和3年、2021年9月議

会に提出され、翌令和4年、2022年3月議会で採択された請願は、このまま議員定数が削減されると多くの市民の意見が反映されにくい状況となります。つきましては、女性をはじめ、多様な市民から構成される議会、様々な意見が反映される議会となるよう、議会で有識者や市民の意見を聴くなどして、議論を深めた上で、議員定数を改正前の28人に戻していただきますよう請願いたしますと訴えています。議員定数を削減することは、女性の地位向上、格差是正にどうしてもなくてはならない政治分野での格差是正の条件づくりに、大きな逆流となるものです。こんな議案を男性ばかりの議会多数派で押し切るべきではありません。

第4に、議員定数削減によって周辺地域の住民の声がさらに反映されにくくなるという視点です。

確かに市街地においても、水害対策、買物対策、予約乗合タクシー、公共交通対策など、議員の役割発揮はますます重要であります。一方、周辺地域について言えば、現在、エリアワゴンとして、まだ改善の余地がありますが、市内全体で地域住民の移動に貢献している地域公共交通は、三郡山麓の筑穂地区内住の老人会の皆さんの要望を受けて、買物ワゴンとしてスタートしたものです。穎田地区は、市外番号の変更のほか、明治坑の生活環境改善は地域の声を議員と議会が取り上げてようやく動き始めた経過があります。庄内の関の山の鉱業権と市有地を、麻生グループの強引な買収工作に屈服せず、議会が守り抜いた取組も重要であります。穂波では、大将陣東側の市有地の不法占拠の解決もあります。挙げれば枚挙にいとまがありません。

国の政策による地域農業の崩壊、生活環境の悪化、災害不安の広がりとともに、進行する少子高齢化の中で、安心して住み続けられる地域、まちづくりへ、議会と議員が果たす役割は極めて大きなものがあります。

これからが、市民の意見をしっかり受け止め頑張る議会、草の根で住民の身近で活動する議員の頑張りがどきではないでしょうか。こうした状況のときに、第3次総合計画のスタートから、市議会の機能発揮の縮小につながる議員定数を、今から我々が決めることがまともかどうか考えてみれば分かることではないでしょうか。

第5に、議会多数派に権限が集中し、市役所幹部とのなれ合いが深まり、市政をゆがめかねないという視点です。

議員定数は飯塚市議会の現状から出発した議会改革とリンクして検討すべきです。今回の市民アンケートでは、活発な議会活動を求めるとの声がありました。住民のためにということだと受け止めています。例えば、それぞれの議員の流儀かもしれませんが、市民の声を市政に届け、市政をチェックする議員が大切な役割を果たす上でなくてはならない議会質問をしない。例えば、一般質問のときは執行部の答弁が書いてある原稿を読んでいる。質問の持ち時間を大幅に残す。あるいは全部残す。採決に当たって、討論をしない。議員が何を考え、議会でどんなことをしているのか、活動しているのか、分からない。心ある市民にとって、市議会議員とはこのように映っているのではないのでしょうか。その意味では、市民の立場で市政をしっかりチェックし、住民福祉の増進のためにしっかり論戦し、住民の福祉のために頑張る議会に生まれ変わるためには、議員定数削減どころか、逆に、議員報酬を引き下げてでも、議員は増やすべきではないでしょうか。

公正で透明な市政運営という点では、公選法にも関わりかねない部落解放同盟に対する補助金の増額、NPO人権ネットいづかへの委託料、市が出資する福岡ソフトウェアセンター幹部との関係、さらに最近では、新体育館移動式観覧席入札をめぐる不透明な事態に象徴的に見られるような、議会多数派一部議員と市幹部職員との長期にわたる不透明な事態が横たわっています。今回の議員定数削減は、透明で公正な市政運営へ、市議会の果たす役割の発揮にとって、大きな障害となるものであります。

私は、住民福祉の増進を図ることを本旨とする地方自治が、戦争を再び許さず、人権と平和、格差是正、生活環境改善、そして、ジェンダー平等へ果たすべき役割は大きく、政治の分野での

ジェンダー平等への条件づくりの逆行につながり、さらに、議会のチェック機能を弱体化させ、市政によどみとなれ合いを増大させかねない、今回、議員定数削減にきっぱり反対いたします。

以上で討論を終わります。

○議長（江口 徹）

申し訳ございません。開会して2時間を経過しております。討論の途中ではございますが、ほかに発言を希望しておられる議員もおられますので、10分間のトイレ休憩を取りたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 0時15分 休憩

午後 0時24分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

ほかに討論はありませんか。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

以下の9つの観点から、議案に賛成をいたします。

1点目、定数削減には住民の支持があり、住民意思は尊重されるべきです。今回、議員定数に関して十分な数の市民アンケートを実施しており、統計学の観点から、飯塚市民全体の意思を確認したと考えることができます。

2点目、定数を削減しても、市民の意思を反映することは可能です。市民アンケートや現在行っているQRコードによる満足度調査など、様々な取組を通じて市民の声を拾っていくことができます。

3点目、議会も経費削減に貢献すべきです。

4点目、人口減に応じて議員の数も減らしていくべきです。

5点目、類似の自治体と比較すると、飯塚市の議員数は多いです。議会アドバイザーの佐々木教授は、明確に、ずばり定数は減らしたほうが良いと結論づけております。

6点目、定数を減らしたとしても、マイノリティーの政治参画を阻害するものではありません。マイノリティーの政治参画に関して言えば、定数の問題ではなく、立候補者が少ないことが主な要因です。

7点目、定数を減らせば議員の負担が増えるというのは、明確な根拠はありません。2006年、飯塚市の議員は今の約3倍おりました。今の議員、2006年の3倍の労働時間でしょうか。

8点目、少人数で審議が行われるようになると、効率的な議会の運営が可能になります。

最後に9点目、定数が減れば、当選のために従来よりも多くの支持が必要となります。したがって、広域的で多面的な政策や物の考え方を訴える政治家が増えることとなります。

以上、9点により、議案に賛成いたします。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」について賛成の立場で討論いたします。討論に際して、いま一度、議員定数に関する経過を私なりに述べたいと思います。

私たち飯塚市議会は、令和元年4月の議員改選後の6月、次の一般選挙から議員定数を減じて

24人とする条例改正案を賛成多数で可決いたしました。しかしながら、その後、令和3年9月に提出された議員定数を28人に戻すことを求めた請願を、令和4年3月に同じ構成議員の下で賛成多数で採択いたしました。そして、改選まで1年を切った令和4年6月27日、同一任期内の同一議員によって、自らの議決を覆す、一旦、自らが決めた議員定数24名を28名に戻す条例改正案が、賛成多数によって、可決されたものであります。なお、この28名に戻す条例改正案の提出と同じくして提出された、議員定数をはじめとして、市民にとって最適な議会の在り方について、市民の意見を聴きながら検討するべきだとする決議（案）は賛成少数で否決となりました。このように、さきの任期において、我々議会は議員定数に関する結論を導くことができず、自らの議決を覆す形で現状維持という判断を行ったのだと、私は考えています。

私は、議員定数削減の考え方については、さきの任期から提案者の意見に賛同するところです。削減数の根拠についても同様です。財政問題は本市の大きな課題であり、そのために、私たち議員が自ら率先して、そのことに対峙することは優先するべきもので、重要な一つであると考えています。

令和4年12月末の全国市議会議長会のデータによれば、全国の10万人から13万人の人口規模の69の議会において、議員定数が24人以下の議会はその大半を占める40議会あり、また、その平均値は23.9人であります。その実現性についても十分先例があると考えています。

議員定数の考え方については、多様な意見があることは当たり前のことだと思います。さきの任期における請願においても、今任期における請願においても、様々な意見があることは十分に認識しています。しかし、我々議会が本当に耳を傾けるべきは、本市に暮らす全ての市民の声であると思います。今回、市民アンケートという極めて合理的な手法において議員定数は削減してよい、削減したほうがよいという市民の皆さんの多くの意見が寄せられました。その意見が大部分であると言っても過言ではありません。私は、私たち議員にその役割を信託していただいている飯塚市民の皆さんの声を率直に受け止め、議員定数は削減するべきものであると考えます。今回、識者や専門家、関係団体の皆さんの意見も数多く伺うことができましたが、それらについては今後削減された定数の議会がさらに充実して、市民の大小の声を聴き、多様性を持ち、公平公正な行政を維持するための政策決定や行政の監視、評価を責任を持って行う。そのための糧にすべきであると考えます。

市民の声に応えながら、同時に、削減による課題や市民のご心配の解決にしっかりと立ち向かうことこそが我々議員の責務であると考え、私の賛成討論いたします。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員定数のあり方について」の委員長報告は、調査終了であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 0時33分 休憩

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

「議案第69号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第69号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

本市固定資産評価員として、福田憲一氏を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第69号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第5号」、「議員提出議案第6号」及び「議員提出議案第7号」、以上3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

「議員提出議案第5号」、「議員提出議案第6号」及び「議員提出議案第7号」、以上3件について、提案理由の説明をいたします。

本案3件は、いずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書（案）」は、総務大臣、国土交通大臣、デジタル大臣宛てに、「聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）」は、総務大臣、厚生労働大臣、共生社会担当大臣宛てに、「地方財政の充実・強化に関する意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）宛てに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案3件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第5号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出」、「議員提出議案第6号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第7号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出」、以上3件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第8号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

「議員提出議案第8号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「現行健康保険証の廃止の撤回を求める意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、法務大臣、デジタル大臣宛てに、提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 (江口 徹)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

日本共産党の川上直喜です。私は、「議員提出議案第8号 現行健康保険証の廃止の撤回を求める意見書の提出」に賛成の立場から討論を行います。

意見書案の第1段落、「マイナンバーカードによるマイナ保険証の利用率は、3月時点で5.47%と低迷が続いています。利用率が伸びない背景には、誤登録や情報漏洩など重大なトラブルの相次ぐ発生があります。」と書いてあります。これに関連して申し上げますと、4月の利用率は6.56%と、厚生労働省が社会保障審議会に説明しております。NHKは、依然普及進まずと報道をしているわけです。マイナ保険証を推進する国の職員の間では、総務省の組合が10.31%でトップ。次いで、厚労省の本省を含む第一共済組合が8.4%、防衛省は最低の3.54%だった。国内全体の利用率は3月時点で5.47%だったとの報道もあります。

意見書案の第2段落には次のように書いてあります。「こうした中で医療現場で大きな役割を担っているのが、現行の健康保険証です。国民皆保険制度にとってなくてはならないものです。」この文言に関しては、全国保険医団体連合会(保団連)が、1月31日、マイナ保険証の利用をめぐるトラブル実態調査の集計結果を発表して、59.8%の医療機関が、カードリーダーのエラーなどでトラブルがあったと回答。保険資格確認ができず、患者に対し、一旦、全額請求した事例が少なくとも753件あったといっています。

第3段落には次のように書いています。「ところが、この現行の健康保険証を12月2日に廃止する政府方針は、国民や医療機関等の切実な要望にもかかわらず、いまだに撤回されていませ

ん。」これについても一言申し上げますと、かえって国は利用率を引き上げるために、5月、6月、7月を特別推進月間とし、医療機関に対する誘導や締めつけを進め、現場で矛盾を深めています。

第4段落は次のようにしております。「このままでは国民の不安はさらに増大し、医療現場に深刻な混乱を招きかねません。国民皆保険制度そのものが脅かされる事態にもなりかねません。」これについても、先ほど紹介しました保団連の竹田智雄会長は、政府の総点検後の調査にもかかわらず、各種のトラブルは全く減少していない。政府はマイナ保険証利用率アップのために、巨額の予算を投入する方針だが、システムが不完全なまま保険証を無くせば医療現場が大混乱することは明白だ。保険証はなくすべきではないと話したとの報道もあります。

最後に結論部分として、「よって、飯塚市議会は国会及び政府に対し、現行の健康保険証の廃止を速やかに撤回するよう強く求めます。」この点について様々な視点からご検討の議員も多いと思いますが、事は命と健康に関わることです。延期すべきだと考える会派、議員の皆さんにも呼びかけ、この際、議員各位がぜひご賛同いただきますよう訴えて、私の討論といたします。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第8号 現行健康保険証の廃止の撤回を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成少数。よって、本案は、否決されました。

「報告第4号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

「報告第4号 専決処分」について、報告いたします。この件につきましては地方自治法第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書80、81ページをお願いいたします。本件事故は、帰庁するために三差路を直進方向に走行中、交差点に進入した相手方車両の右前面と市車両の左前面が接触し、双方の車両を損傷したものでございます。

本件事故の過失割合は、市側が30%で、損害賠償額は3万3600円、相手方が70%で、損害賠償額は11万2882円となっており、これを相殺しまして、相手方より7万9282円を支払っていただいております。

なお、職員の交通事故防止につきましては、今後も機会あるごとに安全運転を指導し、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第5号 継続費繰越計算書の報告（令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）」及び「報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和5年度 飯塚市一般会計）」、以上2件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（松本一男）

「報告第5号」、「報告第6号」について、ご報告いたします。

議案書の82ページをお願いいたします。「報告第5号 継続費繰越計算書の報告（令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）」につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

83ページの継続費繰越計算書をお願いいたします。小型自動車競走事業特別会計におきまして、1款、競走費、3項、管理費のメインスタンド整備事業を、令和6年度に逡次繰越したものでございます。

84ページをお願いいたします。「報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和5年度 飯塚市一般会計）」につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

85ページの繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。一般会計におきまして、着手時期と事業に必要な期間（工期・履行期間）の関係などにより年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定いたしておりました、2款、総務費、1項、総務管理費の穂波庁舎改修事業から11款、災害復旧費、2項、土木施設災害復旧費の各所都市施設災害復旧工事までの21件を令和6年度へ繰越ししたものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

小型自動車競走事業特別会計、「令和5年度 飯塚市継続費繰越計算書」に、メインスタンド整備事業があります。このメインスタンド整備事業の進捗状況を説明していただけますか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

メインスタンドの進捗状況でございますけれども、現在、外壁の工事が終わりました、内壁材の搬入をして、間仕切りなどの工事を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

続いて、「報告第6号」に関わります一般会計、「令和5年度 飯塚市繰越明許費繰越計算書」の、85ページになりますが、商工費、サンビレッジ茜電気設備改修工事設計委託料について、説明を求めます。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 1時59分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

サンビレッジ茜電気設備改修工事の設計委託でございますが、当初予算で要求をさせていただいている分もありますけれども、令和6年度10月のグラウンドゴルフ場開館に向けて設計委託・工事を実施する必要があるため、年度内に適正工期が取れなかったために繰越しを行った分でございます。

高圧設備の経年劣化で発生した停電により、施設運営に大きな支障を来しているため、早急に設計業務委託を行い設備改修工事を実施する必要があります。補正予算要求により、設計業務委託を実施するに当たり、設計期間が7月となり、年度内の完了が困難であったため、繰越しをさせていただいたものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

同じく、一般会計、10款、教育費、6項、保健体育費ですが、グラウンドゴルフ場整備事業の、進捗状況をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

先ほど冒頭に申し上げましたのは、グラウンドゴルフ場整備事業のほうでございました。その後には申し上げた分がサンビレッジの電気工事になります。失礼いたしました。

令和6年度10月のグラウンドゴルフ場の開館に向け、設計委託完了後に工事を実施する必要があつて、年度内に適正工期が取れなかった分は、グラウンドゴルフ場整備事業の分でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第7号 令和5年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越」、「報告第8号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」及び「報告第9号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計の予算繰越」、以上3件の報告を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

「報告第7号」、「報告第8号」、「報告第9号」、についてご報告いたします。

議案書87ページをお願いいたします。「報告第7号 令和5年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越」につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の88ページ、繰越計算書により、ご説明いたします。改良事業費につきまして、受注業者の不適切な工程管理による工事遅延のため、年度内に事業完了しなかったことから、翌年度繰越額の合計欄に記載しておりますように、合計で5553万9千円を令和6年度へ繰り越したものでございます。

次に、議案書89ページをお願いいたします。「報告第8号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の90ページ、繰越計算書によりご説明いたします。建設改良費につきまして、追加工事の施工や部品の調達に不測の日数を要したことや、国の補正予算の活用事業であり、年度内に事業が完了しなかったことから、翌年度繰越額の合計の欄に記載しておりますように、合計で5453万3千円を令和6年度へ繰り越したものでございます。

次に、議案書91ページをお願いいたします。「報告第9号 令和5年度 飯塚市立病院事業

会計の予算繰越」につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の92ページ、繰越計算書によりご説明いたします。機械整備事業費につきまして、システムの構築において、指定管理者との意見調整等に不測の日数を要したため、翌年度繰越額の合計の欄に記載しておりますように、合計で3億5831万円を令和6年度へ繰り越したものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「報告第9号」に関わって質問いたします。「令和5年度 飯塚市立病院事業会計の予算繰越」についてです。

繰越計算書が92ページにありますが、まず、事業名、飯塚市立病院電子カルテシステム等開発業務委託というのはどういう開発業務を考えておるのか、改めてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

本業務につきましては、電子カルテシステムを含む複数のシステムを連携したシステムでございます。システムごとに仕様書がございます。病院で使っている電子カルテのシステムの構築ということでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

何か特徴のあるところがあるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

病院によって、ある程度カスタマイズ等はあるかと思えますけども、システム自体につきましては一般的なシステムだと認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、特別に飯塚市立というカルテではないということになれば、比較的安くできるのかなと思うのですが、業務委託はどういったところにするのでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

本電子カルテシステム等開発委託につきましては、受注者につきましては、株式会社九州テン北九州営業所でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

説明の欄に書いてあることなのですが、システムの構築において、指定管理者である地域医療振興協会との意見調整等に時間を要したということなのですが、まず、意見調整の経過をお尋ねしていいですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

電子カルテシステムの導入について病院事業債の借入れを行い、実施することとしており、指定管理者と企業債の借入れの決定を待って、入札を実施したいという旨の申出があっておりまして、このことから起債の内示を受けて、発注を行うに当たって、仕様書の内容等について、指定管理者と調整を行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件について、最初に意見調整を必要と認めたのはいつですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

令和5年9月末以降、10月に入ってからだったと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

通常のことではないのかなというふうに思ったのですが、特別に意見調整等に時間を要したという理由があるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

先ほども少し述べさせていただいておりましたが、電子カルテシステムを含む複数システムの連携をしたシステムでありまして、システムごとの仕様で機器の台数の記載はありましたが、共有して使用する機械が多く、仕様書だけで機器の台数を把握するのは困難であったため、機器の構成一覧表作成等に時間を要したものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

地域医療振興協会とだけ意見調整したのですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

指定管理者であります地域医療振興協会との協議でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

システムの構築について、システムの内容についても協議したのでしょうか。そうすると地域医療振興協会と企業局だけで意見調整するかなと思うのですが。開発業者、予定業者がもう入っていたということはないですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

仕様書の中身について協議をしたものでございまして、開発事業者等とは協議はいたしており

ません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

入るはずがないということなのですね。

そうすると、意見調整に関わる会議録は残っていますか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

申し訳ございません。その経過の経緯につきましては持っておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

3億5830万円の翌年度繰越しにつながる理由なんでしょう。この意見調整等に時間を要したためと、「等」というものもありますけど。これは、全額繰越しですよ。その原因となる意見調整の記録がないというのは、どういう事情でしょうか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時24分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

先ほどの答弁の中で議事録等を私は持っておりませんというふうな説明をさせていただきました。この仕様書の内容につきましては、指定管理者内で協議をされております。その内容につきましては、私のほうでは持っておりません。経過の説明を受けておったということでございます。その分につき、経過の確認をさせていただいて、協議を進めていたところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは分かりましたけど、協議の記録はどういう物ならあるわけですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

先ほど私が答弁させていただきました、経過の報告を受けておりました。そちらのほうに関しましては、報告を受けたときに、こういう内容ですというような簡単なものの記録は残しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

繰越しの決裁を取るときに、証拠書類というか、原因となるものについて示す必要があるのではないかと思うわけです。それに、今、言われた物になるわけですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

繰越しの際につきましては、仕様に係って履行期間が延長したということで起案をしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうですね。それで、その証拠となる物は何か要らないかと。その場合、協議の記録が証拠となるのではないかと思ったわけです。そういうことで使われたのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

先ほどから指定管理者との協議に時間を要したということでございまして、発注時期がずれ込んでおります。それに基づいて、仕様の内容等ではなくて、履行期間のほうで延長したということで繰越しをしたということで起案をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

協議に時間を要したと、意見調整に時間を要したというのは、主な要因としては、指定管理者、地域医療振興協会側の内部の協議が手間取ったために、飯塚市、企業局が引きずられたと、待たせられたということではないのですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

指定管理者側で仕様を精査していただくのに時間を要したということでございます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

予算関連で聞きます。市立病院においては決算が出てきておりますけども、市立病院の指定管理は異例の30年ですね。ちょっと分からないので教えてください。本市が支出する事業費、管理者が負担する事業費、これはそれぞれ仕分というのがはっきりと明記されているのですか。我々としては、どこまでが飯塚市が負担して、もちろん指定管理料を払っているではないですか、指定管理の相手先が見る物件と本市が見る物件の仕分はあるんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

市から市立病院のほうに支出させていただいているのは、県の交付税措置分と、あと、補助金分と、今年度から、市から小児時間外救急の指定管理料のほうを支出しているような形になります。医療等につきましては、病院のほうでやっていただくというような形になっております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

そういう中で、このシステムというのは医療業務の一環なのに、なぜ、本市が出すのかという疑問なのです。その点はどのようになっているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

この電子カルテシステムにつきましては、企業債を使っております。この企業債につきましては、市のほうが申請の窓口になって企業債の申請をしており、企業債の分につきましては指定管理者のほうで返済をしていただくというような形になっております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

振替は分かりました。私が当初聞いたのは、どこまでが指定管理者の負担で、要は建物は飯塚市でしようけど、そういった仕分というのは明確にあるのでしょうかということです。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

飯塚市立病院の指定管理者による管理に関する協定書の中で、第10条、施設等の整備・修繕及び機器備品の購入において、市がその費用に充てるために病院事業債を起したものの以外は、指定管理者の負担とする。2、前項において、市がその費用に充てるために病院事業債等を起した場合、その借入金に伴う元利償還金は、当該年度で病院事業債等に係る元利償還金に対して算入される交付税の額を除き指定管理者の負担とするということになっております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

「報告第7号」、改良事業費の5553万9千円の繰越しなのですが、伊川地区配水管布設替工事、理由の説明に、受注業者の不適切な工程管理による工事遅延のためということでありすけど、不適切な工程管理というのはどういうことを指して言われていますか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

当初、令和5年10月10日に提出された工程表では、準備工を行った後、11月中旬に工事着手することとなっておりますが、実際に現場に着手したのが、令和6年3月4日に現地打合せを行った後、3月8日に掘削作業を開始した状況で、残り日数が23日となっていたものであります。

○議長（江口 徹）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

相当な遅れで着工されたみたいですが、何か理由はあったのですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

こちらは、協力業者さんが一緒になって工事を施行するというところで話をお聞きしていただきましたが、協力業者さんが別の工事のほうに着手されておまして、そこの工事が完了して着手に入られたという状況であります。

○議長（江口 徹）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

発注側には何もミスはありませんか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

確かに伊川地区配水管布設替工事については、関係自治会住民の方に市のほうで文書を回したりというお手伝いをしていましたけれども、借地に関しても、ちょっとうちのほうも業者さんと一緒になって段取りを踏んだりということはいたしておりましたので、うちのほうの責任はあまりないのかなとは感じております。

○議長（江口 徹）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

先日、経済建設委員会でもちょっと同じようなことを聞かせてもらっていますけど、これは、私もいろいろお聞きしているんですよ。先日も言ったように、いわゆる発注をするわけでしょう。発注したら、さあ工事に取りかかってくださいですよ、何も支障がなくて。ただ、今言った業者さんが話して地元の協力を得たりとか、私も聞いていますけど、前に施設かなんかがあって、市のほうが話をつけなくて、業者さんのほうが行って話をつけたとか、そういう発注をされたら受注業者のほうにいろいろ負担が行くようなことを、ここだけではなくて、多々聞きます。これは恐らく、指名停止か何かが、それだけ遅れると来ますよね、何か月か遅れますと。受注者側に全て責任があるのだったら、そういう期間とかも規定があるのでしょうか、発注者側にもそういうミスや落ち度があった場合は、その辺を話し合っただけで決めるのか、そういうことはやっていないのですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

当然、工期が迫って来るにつれて、協議も行っておりますし、その後も協議をしながら対応については決めていっております。

○議長（江口 徹）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

この件では全くミスがないと、発注者側に。それでいいですか。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

この工事に関しましては、工期内でまだ遅延しそうだといいところで、うちのほうからも指導をさせていただいております。それで、なかなか現場のほうに着手しないということもありましたことから、うちのほうに過失はなかろうかというふうに認識はいたしております。

○議長（江口 徹）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

全然ないと今おっしゃったんですね。結局、工事に取りかかるために、そこの前の入り口を塞ぐということになったときに、市の方が行ったけど話をつけていないでしょう。業者さんが行って、わざわざつけてあるじゃないですか。うちはしてもらったら困ると、停めてもらったら困ると、特に救急車とかそういうのが来たときに、老人施設か何か知りません、そういう施設だったと思うんですけど、困るんだということで、市のほうは結局つけていなくて、担当課がつけていなくて、業者さんが行ってつけているじゃないですか。私たちが何かあったときは救急車まで運

びますから、ぜひ、やらせてくださいと、そういうことがあっているのではないですか。

だから、全然、市のほうがしていない。今、言ったように工期が遅れたのは、今、言ったようにそういうこともあるかもしれないけど、それも一部、理由があるわけじゃないですか。だから、しゃくし定規に言われるのは分かるけど、僕はやっぱりほかのことでいろいろ聞いていますけど、この前もちょっと経済建設委員会で言いましたけど、そういうこともあるのではないですか。ただ、規定が決まっているからこのとおりにしますというのではなくて、その辺はやはり少し話合いを持たれて、お互い納得のいくところで処分するとかいうことができるのではないかなと思っていますけど、その辺の見解はどうですか。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

工事に関しましては、お互いにお話をしながら、協議しながら、業務のほうを進めておりますので、今後もそういった態度で業者様とお付き合いさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

業者さんとお付き合いしなくていいんですよ。発注したら、そのままさっと業者さんが仕事に取りかかれるようにしていただければいいんですよ、市は。違いますか。発注するということはそういうことではないのですか。いわゆる、工事をする段取りができました。予算もつきました。さあ、契約できますよ。契約したら、すぐその翌日でも——。今回はずっと取りかかっていたなかった。これは分かりますよ。でも、その翌日からでもずっと工事に入って、何も支障なくそれが完了するまでやれると。途中で何か下から出てきたとかいうのは、それも、当然、水道工事だからあるでしょうけど、でもその前の、やはり露払いというか、きちんとして、業者さんはそんなことしないでいいように、業者さんは工事業者ですから、交渉までするようなことはないのではないかなと思っていますけど、それは、市の役目ではないかなと、発注側の役目ではないかなと思っています。どうでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

今、質問議員が言われるとおりです。

○議長（江口 徹）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

これから、いろんなこともあるでしょうけど、なるべく、やはり僕は思うんですよ、全て工事、土木工事でも何でもそうだと思います、やはり発注する以上は、業者さんが取りかかれば、すぐ素直にさっと、いろんなことをしなくて、工事だけに専念して取りかかっているというふうに、市のほうがきちんと発注者側としてそこまでやっていかななくてはいけないのではないかなと思っていますので、ひとつよろしくお願いします。以上です。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

「報告第9号」の市立病院に関して、意見だけさせていただきます。

先ほど確認したら、今の電子カルテのサーバーは自社のオンプレミスでやっているということで——。

○議長（江口 徹）

意見ではなく、質疑なので、質疑をお願いします。

○8番（藤堂 彰）

今の電子カルテのサーバーの仕様は、クラウド型なのか、オンプレミスなのか、どちらになりますでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

オンプレミスでございます。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

今度、更新する電子カルテはどちらになりますでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

同様でございます。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

防災の観点から、一点だけ。熊本の地震があって、オンプレミスから、病院内にサーバーがあるのか、それともクラウド型で別の所にサーバーがあるのかというので、地震があってクラウド型が非常に進んだというのも、病院内にカルテがあって、それが全部ペアになってしまうと、もう診察もできないということがございますので、次回、更新される際は、そういった防災の観点からも留意して考えていただければと思います。市立病院は二次救急の要ですので、ぜひ、考えていただければと思います。以上です。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件3件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第10号 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」の報告を求めます。文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

「報告第10号 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」についてご報告いたします。議案書の93ページをお願いいたします。本報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

別冊資料「令和5年度 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団事業報告書及び決算書」及び「令和6年度 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団事業計画書及び予算書」により報告させていただきます。

事業報告書及び決算書の1ページをお願いいたします。公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、本市における文化芸術の振興を図るため、飯塚市文化会館指定管理業務及び受託事業として、イヅカコミュニティセンター、飯塚市歴史資料館の管理業務に取り組んでおります。

飯塚市文化会館指定管理業務は、文化会館の管理・運營業務と文化芸術振興事業の実施が主なものとなっております、1ページから5ページにその概要を記載しております。

3ページ、自主文化事業につきましては、芸術観賞事業、参加育成・支援事業、出前講座事業、

その他事業（文化芸術情報の収集及び発信事業等）の4事業を実施しております。

6ページから8ページに令和5年度に実施いたしました自主事業の実施状況を記載しております。

9ページから10ページに令和5年度の公益財団法人の理事会等の開催状況、研修等の受講状況、10ページ下段に受託事業に係る事業概要を記載しております。

13ページをお願いいたします。令和5年度の公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の正味財産増減計算書でございますが、決算額の経常収益計2億2673万6436円から14ページ、経常費用計2億2716万4211円を差し引いた、当期経常増減額はマイナス42万7775円となり、これに一般正味財産期首残高と指定正味財産期末残高を加えた正味財産期末残高は1億2306万2894円となっております。

12ページに貸借対照表、15ページ、16ページに正味財産増減計算書内訳表、17ページに財産目録、18ページには事業団の監査報告書を記載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。決算につきましては、以上でございます。

続きまして、令和6年度の事業計画及び予算についてご説明いたします。公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、公益財団法人として中長期的な視点に立ち、将来にわたって飯塚市における市民の芸術及び文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造、発展に寄与することを目指しております。その中で大規模改修工事が完了し、新たなステージとしてリニューアルされた会館を大いにPRしながら、施設の利用拡大と利用者サービスの充実を図り、効率的、効果的な管理運営を行うこととしております。また、自主文化事業におきましては市内各地域で実施し、大変好評の出前コンサート等の地域に出向くアウトリーチ活動を継続、充実させながら、従来にも増して市民の皆様の文化的要望に応えられるような、魅力ある事業を展開し、飯塚市の文化芸術活動の振興を図ることとしております。

別冊資料「事業計画書及び予算書」の1ページに、令和6年度事業計画の基本方針、2ページから7ページにかけて、事業区分別の概要を記載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

予算につきましては、12ページをお願いいたします。令和6年度当初予算額は、経常収益計2億3325万4千円に対し、13ページ、経常費用計2億3959万3千円でございます。当期一般正味財産増減額はマイナス633万9千円となり前期繰越収支額である一般正味財産期首残高より充当し、一般正味財産期末残高は1715万1669円、これに指定正味財産期末残高を加えた正味財産期末残高は1億1715万1669円でございます。収入の主なものは、文化会館指定管理料、受託収入及び施設利用料金収入であります。支出の主なものは、文化会館施設管理費、自主文化事業の実施費用等の公共施設管理運営事業費などでございます。

14ページから15ページに収支予算書内訳表を、16ページに事業区分毎の予算額を記載しておりますが、内容の説明は、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

令和5年度の事業報告書及び決算書の3ページに、（3）自主文化事業（文化芸術振興事業）で、総事業費から、入場料収入、負担金収入、友の会入会金がありますけど、ちょっとお尋ねしますけれど、これと併せて、次の6年度の予算書の中で、単純に1つだけ確認させてください。全部聞いていきたいのですが、時間の関係もありますのであれですけど、12ページ、令和6年度収入予算書があります。その中に、友の会の入会金が17万1千円あるわけです。これは、6年度の当初で17万1千円、令和5年度の当初予算でも17万1千円、それで先ほど言いました決算の中で、単純に言いますと、友の会の入会金は9万6千円になっているわけですけど、

当初予算に比べてちょっと金額が低いと思うのですが、この友の会の入会金は、1人当たり幾らで、17万1千円だったら目標は何人で、9万6千円だったら何人になって、達成率は何%になっているのですか。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

申し訳ありません。今、手元に友の会の会費等々の数字を持ち合わせておりません。申し訳ありません。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

これは細かく私も見てないので、何とも言えませんけれど、この予算のところに、令和5年度の当初と令和6年度の当初が載っているわけですが、要は決算のところで比較しやすいように、目標に対して何%を達成したかということを表記している部分が決算書の中にあるのですか、ちょっと見落としているかも分かりませんが、あれば、それを言っていただきたいし、なければ、今後見るときに、一応、事業会計ですから、目標に対して何%、どういう努力をして何%達成しているか。それと、次年度の予算でこういうふうに予算を組んだときに、過年度分の達成率が100%を超えているならまだしも、達成していないのなら、今後どういうふうに努力されていくのか、そういう点を私は知りたいのです。それが明記されているところがありますか、予算書の中に。去年はこうだったから今年はこうするんだというのが明記されているところがあるんだしたら、ちょっとページ数が多いので、読み込んでないので、こういう質問になるんですけど、申し訳ないんですけど。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

今、ご指摘の決算のところがあるの予算書のところでの反映という部分について、今、提出している資料についてはそういうものについての記載はありません。それで、文化振興事業団の決算、予算にはなるのですが、今、議員のご指摘にあったような、見やすくなるような、予算、決算の表の作り方というのは今後、協議して、分かりやすくしていきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

ぜひ、よろしく願いいたします。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第11号 一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況」の報告を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

「報告第11号」について、ご報告いたします。本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

議案書の94ページをお願いいたします。

まず、「報告第11号 一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況」について、ご説明いたします。別冊となっております一般財団法人サンビレッジ茜の令和5年度事業報告及び決算書の

3 ページ、公益事業報告をお願いいたします。公益事業計画に基づく実施事業の概要につきましては、3 ページから 6 ページにかけて記載しております。令和 5 年度も利用者増を目指し、様々な営業活動や特別プランを実施しております。しかしながら、昨年 1 月 13 日にスキー場全体が停電したことにより、以降臨時休業とした影響で施設利用料が激減いたしました。そのような厳しい状況下において、スキー場を除く 1 泊 2 日のハイキングやものづくりなどの体験型学習を子どもたちに実施するなど、運営可能な部分を上手く活用しながら、今後も、より質の高いサービスの提供と効果的な運営に努めることとしております。内容の詳細につきましては、省略させていただきます。

続きまして、令和 5 年度の公益事業の収支決算につきまして、7 ページから 10 ページに収支決算書を添付しております。8 ページの上段に記載しておりますとおり、収入の決算額は、6933 万 3575 円、支出の決算額は、9 ページの下段に記載しておりますとおり 7942 万 8852 円となっております。単年度収支としましては 1009 万 5277 円の赤字となっております。10 ページ、前期繰越収支差額がマイナス 924 万 5983 円となっておりますので、当期収支差額と合わせて次期繰越収支差額は 1451 万 1260 円のマイナスとなっております。

以下、11、12 ページに貸借対照表、13、14 ページに正味財産増減計算書、15 ページに財産目録、16 ページに監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

次に、収益事業についてご報告いたします。17 ページをお願いいたします。収益事業につきましては、食の提供等を通じて、公益事業を補完する事業でございます。事業概要としまして、レストランの運営による施設利用者への飲食の提供などで、地域の特性を生かしたメニューの開発と顧客の確保に努めることとしております。内容の詳細につきましては、省略させていただきます。

収益事業の収支決算につきましては、18、19 ページに収支決算書を添付しております。収入の決算額は、18 ページの中段に記載しておりますとおり 1332 万 7188 円、支出の決算額は、19 ページの上段に記載しておりますとおり 1266 万 446 円となっております。単年度収支としましては 66 万 6742 円の黒字となっております。前期繰越収支差額が 103 万 8818 円のプラスとなっておりますので、当期収支差額と合わせて、次期繰越収支差額は 170 万 5560 円のプラスとなっております。

以下、20 ページに貸借対照表、21 ページに正味財産増減計算書、22 ページに財産目録、23 ページに監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、令和 6 年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算につきまして、ご説明いたします。令和 6 年度一般財団法人サンビレッジ茜公益事業計画につきましては、3 ページから 4 ページにかけまして、事業の基本方針及び内容について記載しております。事業計画の内容につきましては、停電による影響を考慮しまして、大幅な見直しを行いまして、自主事業の実施、施設の整備、情報の提供、営業活動、関連施設と連携した事業、地域との連携を柱に、現在稼働中の施設・設備を有効に活用してまいります。また、総合的な自然体験型教育施設づくりにも引き続き取り組むこととしております。

公益事業の予算につきましては、5 ページに記載しておりますとおり、収入・支出ともに 6340 万 3 千円となっております。詳細な内容につきましては、6 ページから 9 ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

10 ページをお願いいたします。次に、収益事業計画につきましては、公益事業の目的達成のため、食の提供等を通じて、公益事業を補完する事業として実施するもので、レストランによる食事の提供が主な事業となっております。

予算につきましては、11 ページに記載しておりますとおり、収入支出ともに 1162 万 2 千

円となっております。

予算明細書につきましては、12、13ページに記載しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、「報告第11号」についての報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど、一般会計の予算の関係でお尋ねしましたけども、電気設備の改修の見通し、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

先ほど、繰越しについて説明いたしました。令和6年度につきましては当初予算で電気設備につく予算については承認をいただいております、予算のほうは確保しております。一応、今年度内に電気工事をする方向で調整を図っているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それが完了するのはいつ頃の見通しか決まっていますか。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

今年度内を予定しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、リフトが動き始めて人工スキー場が再オープンというのはどんな感じになるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

現在のところ、リフトが使用不可となっておりますが、一部使用できる範囲内の一般利用等も、利用者のほうがそれでよいということであれば、一部活用等はしているところです。ただ、全体が元のとおり利用できるようになるためには、どうしても年度内は難しい状況でございます。工期が少しでも早く終われば、その時点での再開を目指して取り組んでいきたいというふうには考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それが完了すれば収支改善に貢献できますか。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

リフトが完全に稼動することになれば、利用者のほうが増えていくことを想定しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

1千万円ぐらい現状よりも増収というのは、展望できますか。

○議長 (江口 徹)

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 (今林直久)

あくまでも予算上で設定はしているところですが、それを実現するために取り組んでいきたいというふうには考えております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

その意見とは別の角度ですけれども、サンビレッジ茜のスタッフ体制はどうなっていますか。

○議長 (江口 徹)

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 (今林直久)

職員の数ということでございましたら、現在、職員の方は、一時的な臨時の方を除く正規の方で申し上げますと、7名となっております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

会計はどこで担当していますか。

○議長 (江口 徹)

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 (今林直久)

サンビレッジ茜の予算の分でございますと、財団のほうで管理をしております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

監事は市役所OBを含めて2人ということのようですけれども、会計担当は1人でしていますか。

○議長 (江口 徹)

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 (今林直久)

複数名で管理しているということで、正確な数は現時点で把握はできておりません、申し訳ありません。

○議長 (江口 徹)

ほかに質疑はありませんか。27番 坂平末雄議員。

○27番 (坂平末雄)

サンビレッジ茜についてお尋ねいたします。さきの予算特別委員会の中で、平成2年にサンビレッジ茜ができてから築34年が経過しており、平成27年度以降は毎年度赤字である。また、今年度は、約3千万円の指定管理料を支払っている。そのように答弁をされてあったと記憶しております。間違いありませんか。

○議長 (江口 徹)

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 (今林直久)

間違いございません。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

先ほどの令和5年度における決算報告の中で、令和5年度の単年度収支は1千万円ほどの赤字であったと報告されました。昨年の11月に、停電してスキー場が使えなくなったことが一番大きな原因であるとは思いますが、利用者数はどのようになっていますか。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

手元にある資料で直近3か年を申し上げますと、令和3年度が1万7648人、令和4年度が2万858人、令和5年度が1万8737人でございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

当時は年間約10万人いた来場者が、現在では平均すると年間約2万人であると。しかも、それだけ来ても、赤字であると。そういうことですね。

サンビレッジ苗の指定管理契約はいつまでになっておりますか。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

現在の指定管理期間で申し上げますと、令和3年度から令和7年度までの5年間となっております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

私は、サンビレッジ苗については、旧筑穂町の財産であり、子どもたちの健全育成のためにも必要であり、将来に残していくべき施設であると思います。筑穂出身の議員の皆さんも同じ気持ちだと思いますが、今の時代、若い人はスキーというよりはスノーボードに変わってきているのではないのでしょうか。それが利用者が減っている理由ではないかと思います。

また、何度か現地視察もしましたが、築34年もたてば、至るところに修繕費が必要となってきます。これは見てすぐに分かりますよね。そのような状況の中で、今年度、先ほど質問がありましたように、1億円かけて電気工事をする予定でしたよね。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

決算報告でお聞きしましたように、この経営状況で、1億円かけて電気工事をして復旧したところで、今の経営状況が上向きになるというのは正直思いませんよね。ここは、例えば、筑豊ハイツの後に整備したスポーツ・リゾートのように、ある程度の予算を初期投資としてつぎ込むべきではないかと思います。そうした上で、民間に委託して、市の支出を抑制するといったことも考えていくべき時期が来ていると、私は思います。

ただし、これに財源の問題がありますよね。例えばですが、初期投資に10億円が必要であるといっても、お金がない。財源の確保が一番の問題だと思うわけです。

先ほど、指定管理の期間が令和7年度までと言われていましたが、令和8年度からまた指定管理を5年間継続して、毎年3千万円以上の指定管理料や老朽化による修繕費を支払い続けるのであれば、いっそのこと、将来のためにこの予算をストックしておいて、初期投資に回すということも考えたらどうでしょうか。これは、できるかどうか分かりませんが、財源の問題が片づくまで、一時的に休止して財源が確保できた時点で、大規模改修工事をやって、新たな施設として再スタートしてはどうでしょうか。工事だって2年ぐらいはかかるでしょうから、その間、また利用できなくなるわけです。それなのに、指定管理料を払っていくことになるわけでしょう。これは民間では考えられないことです。極力、無駄な投資を省いて、やるなら一度に投資すべきではないでしょうか。もう一度、その辺りをよく検討して、財源確保のための国の補助金であるとか、ちゃんと調査研究をした上で、将来の方向性を決めてからのほうがいいのではないのでしょうか。今回の電気工事も含めて見直されたらどうですか。飯塚市にとっても、筑穂地域にとっても、将来に向けた総合的な判断をするためにそうしたほうがよいと、私は思います。

そこで、市長、市長はどうお考えなのか。本来はご答弁をお願いしたいところですが、あくまでも、これは報告事項でございますので、答えるににくいと思いますので、答弁は結構でございます。その代わりと言ってはなんですが、しっかりとこの問題について、今後、検討して、いい方向に向けた方向性を考えていただけるようお願いいたします。終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

1つ目の質問としては、やはり、これは新しい経営計画といったものが必要ではないでしょうかという質問でございまして。もう少し丁寧に申し上げますと、私なりに財務諸表を分析したりですとか、現地に行った中で、職員の皆様はやっぱり一生懸命されているとは思いました。例えば、お伺いすると、なるべく外部の業者を使わずに職員の方が中の手入れをしたりですとか、一定の努力はされているという認識をしております。一方で、事業計画、いわゆる企業の経営計画に当たる事業計画を見ると、やっぱり何年も前から同じことを書いてあるといいますか、職員の方は一生懸命やりながらも、経営計画というのが時代に合わなくなってきた中で、やはり売上げも減っていったという認識をしております。

そういった中で、アトラクションを新しい物を作るのか、新しい打ち出し方をするのか、どういうふうにするかというのは現在では難しいと思いますが、やはり新しい経営方針と言いますか、新しいマーケティングプランが必要なのではないかなという所感を持っておりまして、この点、ご担当としましてはいかがなご認識でございましょうか。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

今、議員の皆様からいろんなご意見をいただいております。その中で、一般財団法人サンビレッジ茜のほうとも協議の上で、今後の方向性といいますか、事業計画の中で自主事業等をいろいろ検討して、今年度も実施する予定となっておりますので、その中に生かせる部分は生かしつつ、進めていきたいというふうには考えております。

ただ、新たなアトラクションというふうになると、やはり先ほどもちょっと話が出ましたが、そうすると施設整備等にも時間もかかれば、予算も必要になることから、今年度ということではちょっと考えにくいのかなというふうに、担当課長としては考えております。以上です。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

予算については重々承知でございます。あとは、ご報告にもございましたとおり、補助金が年間三、四千万円ぐらい入っているという中で、その収支で見ればとんとんでございますが、実質的にはかなり赤字の施設となっております。そういった中で、令和7年で指定管理の期限が切れるという話でございました。そういった中で、指定管理を継続するのか、あるいは、新しい方をお願いするのか。こちらについては今後の検討だと思うものの、今の方に指定管理を継続するのであれば、やはり、今と同じように運営されていけば、赤字が積もっていくという現状が変わりませんので、仮に今と同じところをお願いするにしても、経営方針ですとか、やっぱり黒字にちゃんとしていくぞという、人ですとか、気持ちを新たにさせていただかないといけないと思いますし、あるいは、新しいこういったプランでサンビレッジ茜を立て直すんだ、補助金なしでやっていくんだという方がいるのがベストでございますので、今の方にお願いするのか、新しい方をお願いするのか、多々あると思いますが、やはり、補助金でずっと赤字のままやっていくという現状を変えるんだというお気持ちで、ぜひ、担当課におかれましても、新たな指定管理者についてはそういった目線で見ただけならばと思うのですが、この点は、どのようにお考えでしょうか。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

今、議員からいただいた意見も含めて、今後の方向性等についてもそうですが、今年度の事業実施についても、検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。2番 兼本芳雄議員。

○2番（兼本芳雄）

貸借対照表で確認したいんですけど。昨年度は現金等々で1千万円近くあったわけですよ。今年度はそれが200万円になっている。約八百、九百万円近く出ているわけですが、これはどういった理由なんですか。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

この分は事業を収支の関係で、冒頭に説明させていただきましたけども、1千万円ほどの赤字が出ている分を補填したために、この分が減っているものでございます。

○議長（江口 徹）

2番 兼本芳雄議員。

○2番（兼本芳雄）

そういうことですよ。

未収入金が400万円ほどございますが、これは回収というのはできるんですか。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

この未収入金についてですが、貸借対照表のほうに書かれている分というのが、決算の締めで3月31日付で締めましたもので、実際の事業収入で未収入であった分で、4月、5月で入金済みとなっております。

○議長（江口 徹）

2番 兼本芳雄議員。

○2番（兼本芳雄）

要は今回1千万円ほどかかったわけですよ。でも、今年度の要は現金というのは500万円

しかないということです。もし、また何かあって、古い施設ということですから、今後、それ以上にかかるようなことがあったときというのは、どのように運営をしていくような形になるのですか。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

どういった状況下にも、ケース・バイ・ケースということも考えられますが、できる範囲の分での運用、その中でも、例えば、事業自体を見直して、赤字となりそうな事業というのは当然やらない。その歳出を下げていくということも考えながら、収支バランスが取れるような運用というのを進めていきたいというふうには考えているところです。ただ、老朽化が進んでいる部分は早急に、指定管理の管理施設でもございますので、必要な分については、財源の出動等をお願いするような話になる場合もあるかとは思いますが、今のところ、電気工事が必要な部分ということでございます。

○議長（江口 徹）

2番 兼本芳雄議員。

○2番（兼本芳雄）

ですので、要は昨年度までに1200万円ほどあったお金がもう今年度は500万円しかないんですよ。現実、それで運営できるのか、どうなのかというところは、もうちょっとしっかりと考えていただかないと、事業をする、しないというよりも、この法人の資金繰りというのが、私は非常に厳しいのではないかなと見ております。なので、その辺りを考えながら運営の方向を考えていかないと、もうすぐにゼロ、マイナスとなる可能性が高いのではないかなと思っていますので、その辺りは重要事項ではないかと思っていますので、しっかりと検討していただければと思います。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第12号 令和5年度 児童虐待に関する状況の報告」を求めます。こども家庭課長。

○こども家庭課長（斎藤 浩）

「報告第12号 令和5年度 児童虐待に関する状況」について、報告をいたします。

本件につきましては、飯塚市の子どもをみんなで守る条例第28条の規定に基づき報告をするものでございます。なお、議会への報告後は、市ホームページで公表することとしています。

報告書1ページを御覧ください。家庭児童相談、児童虐待相談の状況についてでございます。家庭児童相談の相談件数につきましては、市の家庭児童相談室が訪問や電話などにより直接対応した延べ件数で、いわゆる通告も含んでおります。児童虐待相談を含む家庭児童相談件数の推移は、令和5年度延べ5017件で、令和4年度延べ4553件と比べ464件増加しており、世帯数では、令和4年度の362世帯から16世帯増加し、令和5年度は378世帯となっております。

2ページを御覧ください。2ページは、主な相談経路について記載しております。その下には対応状況を記載しており、助言指導としたものが115件、継続指導としたものが260件、児童相談所送致となったものが3件となっているものです。

3ページを御覧ください。3ページは、児童虐待相談件数の推移について記載しております。世帯数、延べ件数ともに増加しており、世帯数は令和4年度の184世帯から198世帯と14世帯の増、延べ件数では2912件から3297件と385件の増となっております。件数が増加している要因につきましては、昨年度も報告いたしました、児童虐待と疑わしき内容の

相談が増加したもので、学校や保育施設、自治会等の地域へ訪問し、児童虐待の取組や通告義務の周知を重ねてきた中で、虐待に対する意識の高まりが相談の増加につながっているものと理解しております。

「②虐待の種別」では、令和4年度同様、身体的虐待が最も多く、続いて保護の怠慢・拒否、いわゆるネグレクト、面前DVなどの心理的虐待、性的虐待の順となっております。

「③被虐待児童の年齢の状況」では、7歳から12歳までの小学生がもっとも多くなっており、続いて就学前、中学生以上、0歳から3歳までとなっております。

4ページを御覧ください。4ページには、虐待通告の主な相談経路、主たる虐待者、対応状況について掲載しております。令和4年度からと大きな変化はなく、「⑤主たる虐待者」は実母からの割合が高く、日頃から一番多く子どもに接している状況にあるものと推測されます。「⑥対応状況」については、継続して支援が必要なケースが7割近くを占めており、問題の解決が非常に難しくなっているものと思われま。

5ページを御覧ください。5ページから7ページにかけては、飯塚市の体制として、子ども・家庭相談の組織・構成、設置状況と研修状況を記載しております。6ページに令和4年度と5年度における子育て支援課の支援員の配置状況を記載しており、ヤングケアラーの支援を行っていく支援員の配置、児童相談所勤務経験のあるスーパーバイザーを配置するなど、子どもに関する相談支援体制の充実を図ったものでございます。下段には専門的な職員の育成状況として各種研修等に受講した状況を示しております。

なお、ここには記載がありませんが、こども家庭相談係の職員及び虐待対応専門員の1人の計2人が社会福祉士の資格取得に至っております。

7ページには、保育施設における虐待対応研修会の実施状況及び学校において管理職や生徒指導主事対象の研修会の実施状況を掲載しております。

8ページを御覧ください。8ページから15ページにかけては、市の責務として、子ども及び保護者が孤立することがない地域社会の形成に向けた活動・取組状況を記載しており、①では子育て支援センターでの育児相談・育児講座の開催状況、②では子育て世代包括支援センターにおける母子手帳交付時の面談の実施、産前産後の特定妊婦の支援状況を記載しております。

9ページでは、市による育児相談の実施や離乳食教室の開催状況を記載しております。

10ページを御覧ください。①で要保護児童対策地域協議会の開催状況、②では進行管理件数を記載しており、令和5年度末時点における要保護児童は136世帯259人、要支援児童は46世帯103人、特定妊婦は53人となっているところであります。

11ページは、学校における教職員のための虐待対応ガイドラインを活用した取組状況や不登校児童・生徒への支援の状況を記載しております。

13ページを御覧ください。広報及び啓発活動の実施状況を記載しており、情報誌やリーフレットの配布、研修の実施、講演会等の実施状況を記載しております。

14ページを御覧ください。地域との連携状況として、継続事業である主任児童委員による支援対象児童等見守り強化事業の支援状況や、自治会長会に出向きまして虐待通告先の周知や子どもの見守り活動の継続実施の依頼を行っております。

15ページには面前DV等対策のための住民票の写し等の交付制限状況や面談状況、DV等被害者に対する支援状況を掲載しております。

16ページを御覧ください。虐待の未然防止及び早期発見に資する事業の実施状況をまとめているもので、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診の実施状況、未受診者への訪問実施状況を、下段からは関係機関と連携した虐待の未然防止及び早期発見の取組として、養育支援訪問事業の実施状況や新生児訪問、生活保護世帯への訪問状況、各小中学校への児童虐待通告方法等の訪問周知状況を掲載しております。

19ページを御覧ください。情報の共有状況を掲載しておりますが、他市区町村との転出また

は転入時におけるケース移管状況や警察・児童相談所との情報共有件数、その他の関係機関等からの情報提供の状況を掲載しております。

20ページには、児童虐待防止月間である毎年11月での取組状況を記載しております。なお、令和5年度の講演会では、講師との日程調整の都合により2月の実施となっております。

21ページを御覧ください。通告に係る対応状況を記載しております。通告があった際の管理職を含めた緊急受理会議の状況や週1回開催しています全件の情報共有や要対協登録などの検討を行う拠点会議の開催状況を掲載しております。下段には保育所等の優先入所者数を記載しております。

22ページ以降は飯塚市の子どもをみんなで守る条例を、29ページからは用語の説明を掲載しております。

以上、簡単ではございますが、「令和5年度 児童虐待に関する状況の報告」を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「署名議員を指名」いたします。9番 佐藤清和議員、22番 秀村長利議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、令和6年第2回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 3時36分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	江口	徹	15番	永末	雄大
2番	兼本	芳雄	16番	土居	幸則
3番	深町	善文	17番	吉松	信之
4番	赤尾	嘉則	18番	吉田	健一
5番	光根	正宣	19番	田中	博文
6番	奥山	亮一	20番	鯉川	信二
7番	藤間	隆太	21番	城丸	秀高
8番	藤堂	彰	22番	秀村	長利
9番	佐藤	清和	23番	小幡	俊之
10番	田中	武春	24番	金子	加代
11番	川上	直喜	26番	瀬戸	元
12番	田中	英美	27番	坂平	末雄
13番	田中	裕二	28番	道祖	満
14番	石川	華子			

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 上野 恭裕

議事総務係長 安藤 良

書記 林 里美

議事調査係長 淵上 憲隆

書記 宮山 哲明

書記 奥 雄介

◎ 説明のため出席した者

市長 武井 政一

副市長 久世 賢治

副市長 藤江 美奈

教育長 桑原 昭佳

企業管理者 石田 慎二

総務部長 許斐 博史

行政経営部長 福田 憲一

市民協働部長 小川 敬一

市民環境部長 長尾 恵美子

経済部長 兼丸 義経

こども未来部長 林 利恵

福祉部長 東 剛史

都市建設部長 大井 慎二

教育部長 山田 哲史

市民協働部次長 内田 博茂

公営競技事業所長 松尾 修二

経済政策推進室長 早野 直大

都市建設部次長 中村 章

企業局次長 今仁 康

財政課長 松本 一男

スポーツ振興課長 今林 直久

公営競技事業所副所長 木村 尊治

こども家庭課長 斎藤 浩

文化課長 瀬尾 善忠

企業管理課長 田中 善広

上水道課長 大庭 宗嗣